

会議録
令和5年第1回更別村議会定例会
第1日（令和5年3月9日）

◎議事日程（第1日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 会期決定の件
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 一般行政報告
- 第 6 教育行政報告
- 第 7 諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件
- 第 8 議案第 2号 更別村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件
- 第 9 議案第 3号 更別村選挙公報の発行に関する条例制定の件
- 第10 議案第 4号 更別村個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件
- 第11 議案第 5号 更別村情報公開・個人情報保護審査会条例制定の件
- 第12 議案第 7号 更別村国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 第13 議案第 8号 更別村保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第14 議案第 9号 更別村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 第15 議案第10号 更別村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 第16 議案第11号 更別村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 第17 議案第12号 更別村子育て委員会条例の一部を改正する条例制定の件
- 第18 議案第13号 北更別・旭・平和辺地に係る公共的施設の総合整備計画変更の件
- 第19 議案第14号 勢雄・更別東辺地に係る公共的施設の総合整備計画変更の件
- 第20 議案第15号 更別・昭和・更南辺地に係る公共的施設の総合整備計画変更の件
- 第21 議案第16号 南更別・香川・更生辺地に係る公共的施設の総合整備計画変更の件
- 第22 議案第17号 上更別南・東栄・協和辺地に係る公共的施設の総合整備計画変更の件
- 第23 議案第18号 財産の取得の件（宅地分譲用地）
- 第24 議案第19号 令和4年度更別村一般会計補正予算（第11号）の件
- 第25 議案第20号 令和4年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第6号）の件

第26 議案第21号 令和4年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
の件

第27 議案第22号 令和4年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第4号)の件

第28 議案第23号 令和4年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)の件

第29 議案第24号 令和4年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の
件

◎出席議員(7名)

議長	8番	高木修一	副議長	7番	織田忠司
	1番	遠藤久雄		3番	小谷文子
	4番	松橋昌和		5番	太田綱基
	6番	安村敏博			

◎欠席議員(0名)

◎地方自治法第121条の規定による説明員

村長	西山猛	副村長	大野仁
教育長	荻原正	農業委員会長	道見克浩
代表監査委員	笠原幸宏	総務課長	末田晃啓
総務課参事	小寺誠	企画政策課長	本内秀明
企画政策課参事	今野雅裕	産業課長	高橋祐二
住民生活課長 会計管理者	小野寺達弥	建設水道課長	佐藤成芳
保健福祉課長	新関保	子育て応援課長	石川亮
診療所事務長	酒井智寛	教育委員会 教育次長	小林浩二
学校給食 センター所長	安部昭彦	農業委員会 事務局長	川上祐明

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	佐藤敬貴	書記	村田弘治
書記	南雲美幸		

(午前10時00分開会)

◎開会宣告

○議 長 ただいまの出席議員は7名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和5年第1回更別村議会定例会を開会いたします。

村長より招集の挨拶があります。

西山村長。

○村 長 皆さん、おはようございます。よろしくお願ひいたします。本日ここに令和5年第1回更別村議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位の皆様におかれましては大変ご多忙の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

明後日3月11日は、東日本大震災発生の日から12年目となります。惨禍の犠牲となられた皆様に哀悼の意を表するとともに、被災者の皆様に心からのお見舞いを申し上げます。我が村と姉妹都市であります東松島市の復興に向けた力強い足跡に心から敬意を表するとともに、これからも互いの絆を深く協力してまいり所存であります。

さて、令和4年度も残り僅かとなりました。当初計画しました事業もほぼ達成の運びとなり、これもひとえに村議会議員の皆様並びに村民の皆様の深いご理解とご協力のたまものと心より感謝とお礼を申し上げます。

昨年より取り組んでまいりましたマイナンバーカードの交付率であります。2月末時点で77.1%、申請率は81.1%と、国の平均値を上回る実績となりました。村民の皆様のご理解とご協力があったからこそその成果であると深く感謝申し上げますとともに、引き続き申請、発行の継続とマイナンバーカードと連動した様々なデジタル行政サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

基幹産業の農業であります。今年度は春先の高温、干ばつから一転、夏以降には長雨等による天候不順による作物の生育への影響で収量の低下もあり、生産者の皆様の高い営農技術とご努力にもかかわらず、前年を下回る総生産額と聞いております。さらに、物価高や円安、ロシアのウクライナ侵攻による農業資材や肥料、飼料の高騰が続き、農業経営が逼迫する事態にもなっております。さらには、物価高や消費の落ち込みによる国内経済の冷え込み、景気回復への不透明感と相まって、本村の産業や住民生活への直接的な打撃と悪影響が増大しております。基幹産業の農業を守り、住民生活を守ることは、今や本村の喫緊の課題であるとの認識の下、JAさらべつや商工会をはじめとする関係機関との連携を密にしながら、速やかに必要な対策を講じていかなければならないと考えております。

また、人口減少や少子高齢化が進む中、人口減少の克服、基幹産業である農業や商工業の振興、急速に押し寄せているデジタル社会の到来の対応、さらには子育て支援や医療、教育、福祉、介護の充実は待ったなしの状態が続いております。20年、30年後の豊かで持続可能な村の実現に向けて、地方創生、脱炭素、各分野の行政施策を力強く推し進めていかなければなりません。

さて、今定例会は、私に与えられた任期の最後となるものであります。村政2期目の4年間、多くの貴重な提言やご意見、さらには様々な角度からのご質問やご指摘を賜り、村づくりに邁進できましたことに、この場をお借りして議員各位の皆様にご心より厚く感謝とお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

本定例会におきましては、諮問案件1件、各会計の新年度予算をはじめ、令和4年度各会計補正予算、条例等の新規制定や一部改正など30件の案件をご提案申し上げ、ご審議をお願いするものであります。よろしくお祈りを申し上げます、開会に当たりましてのご挨拶といたします。どうかよろしくお祈りいたします。

○議 長 村長の挨拶が終わりました。

◎開議宣告

○議 長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名の件

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において1番、遠藤さん、7番、織田さんを指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議 長 日程第2、議会運営委員長報告を行います。

議会運営委員会に諮問いたしました本定例会の議事運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。

安村議会運営委員長。

○安村議会運営委員長 議会運営委員会において協議決定した内容をご報告いたします。

さきに第1回村議会定例会の議事運営等に関して議長から諮問がありましたので、これに応じ3月2日午前10時より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。

その結果、会期については、提出案件の状況などを考慮し、検討した結果、本日から3月17日までの9日間と認められました。

以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長 委員長の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議 長 日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日より17日までの9日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、会期は9日間と決定しました。

◎日程第4 諸般の報告

○議 長 日程第4、諸般の報告をいたします。

諸般の報告は、印刷してお手元に配布しておきましたから、ご了承願います。

◎日程第5 一般行政報告

○議 長 日程第5、一般行政報告を行います。

一般行政報告は、文書で配布されております。

これで村長からの一般行政報告を終わります。

これから一般行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

◎日程第6 教育行政報告

○議 長 日程第6、教育行政報告を行います。

教育行政報告は、文書で配布されております。

これで教育長からの教育行政報告を終わります。

これから教育行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

◎日程第7 諮問案第1号

○議 長 日程第7、諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件であります。

人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により次の方を推薦いたし

たいので、議会の意見を求めるものであります。

議会の推薦を得ようとする方は、北海道河西郡更別村字更別194番地67にお住まいの梶幸子様、昭和40年7月23日生まれ、57歳であります。

梶様におかれましては、令和2年7月より本村の人権擁護委員として務められておられまして、今回も引き続き委員をお願いいたしたく、議会の皆様の推薦をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、任期は3年間となっております。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、討論を省略いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件は、原案による者を適任と認めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、原案による者を適任者と認め、推薦に同意することに決定しました。

◎日程第8 議案第2号

○議 長 日程第8、議案第2号 更別村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第2号 更別村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件であります。

更別村固定資産評価審査委員会委員に次の方を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議会の同意を得ようとする方は、更別村字上更別南11線50番地1にお住まいの渡邊浩明様、昭和55年12月19日生まれ、42歳であります。前任の富士野耕一様の退任を受けまして、村固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたく、議会のご同意をお願いするものであります。

渡邊様は、保健福祉推進委員会委員として、また消防団員としてこれまで村の要職に就かれておりました。村民の信望も非常に厚い方であります。ぜひともご同意賜りたくよろしくお願いいたしたいと思っております。

なお、任期は3年であります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

本案は、人事案件でありますので、討論を省略いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第2号 更別村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めめる件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号 更別村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めめる件はこれに同意することに決定しました。

◎日程第9 議案第3号

○議 長 日程第9、議案第3号 更別村選挙公報の発行に関する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第3号 更別村選挙公報の発行に関する条例制定の件であります。

更別村選挙公報の発行に関する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、更別村議会議員選挙及び更別村長選挙におきまして、候補者の氏名、経歴、政見、主張等を掲載した選挙公報を発行するため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、公職選挙法第172条の2の規定により、選挙公報の発行に関して必要な事項を定めるものであります。

次のページをお開きください。本文であります。第1条につきましては、趣旨について規定しておりまして、公職選挙法第172条の2の規定に基づき、更別村議会議員及び更別村長の選挙における選挙公報の発行に関し必要な事項を定めることを趣旨としております。

第2条は、更別村選挙管理委員会は、更別村議会議員及び更別村長選挙が行われるときは、候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載した選挙公報を、選挙ごとに、1回発行しなければならないことを規定しております。

第3条は、掲載文の申請につきまして規定しており、候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見、写真等の掲載を受けようとするときは、その掲載文及び写真を添え、当該選挙の期日の告示があった日に、文書で委員会に申請しなければならないが、掲載文につきましては他人の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等、選挙公報としての品意を損なう事項を記載してはならないこととしておりま

す。

第4条につきましては、掲載文の申請があったときは、原文のまま選挙公報に掲載しなければならないことなど、選挙公報の発行手続について規定しております。

第5条につきましては、選挙公報の配布につきまして規定しており、選挙公報は各世帯に対して選挙の期日の前日までに配布することとしております。

次のページへまいります。第6条は、選挙公報の発行を中止する場合について規定しております。

第7条につきましては、委任規定であります。

なお、附則といたしまして、本条例は、令和5年4月1日より施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第3号 更別村選挙公報の発行に関する条例制定の件は、総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号 更別村選挙公報の発行に関する条例制定の件を総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定しました。

◎日程第10 議案第4号及び日程第11 議案第5号

○議 長 この際、関連がありますので、日程第10、議案第4号 更別村個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件及び日程第11、議案第5号 更別村情報公開・個人情報保護審査会条例制定の件の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 では、議案第4号、第5号について一括して提案させていただきます。

議案第4号 更別村個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件であります。

更別村個人情報の保護に関する法律施行条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正により、個人情報の保護に関する規律が一元化されることに伴い、同法の施行に関し必要な事項を定める必要があるため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、（1）、開示請求に係る手数料等、更別村情報公開・個人情

報保護審査会への諮問に関し必要な事項を規定するものであります。

(2)、更別村個人情報保護条例(平成13年更別村条例第21号)を廃止するものであります。

(3)、更別村歯科診療所条例(昭和48年更別村条例第19号)、更別村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年更別村条例第19号)、更別村地域創造複合施設の設置及び管理に関する条例(平成28年更別村条例第28号)、更別村柔剣道場設置条例(昭和57年更別村条例第21号)、更別村農業者トレーニングセンター設置条例(昭和59年更別村条例第10号)及び更別村コミュニティプール設置条例(平成5年更別村条例第4号)の一部を改正するものであります。

続いて、議案第5号についてご説明申し上げます。更別村情報公開・個人情報保護審査会条例制定の件であります。

更別村情報公開・個人情報保護審査会条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、デジタル社会の形成を図るため関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)による個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の一部改正等により、同法における制度の適正かつ公正な運営を確保することが新たに必要となることから、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、(1)、更別村情報公開条例(平成13年更別村条例第20号)、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び更別村個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年更別村条例第 号)の規定による諮問に関し必要な事項を規定するものであります。

(2)、更別村情報審査会条例(平成14年更別村条例第24号)を廃止するものであります。

(3)、更別村特別職の職員で非常勤のものに関する条例(昭和40年更別村条例第18号)の一部を改正するものであります。

いずれの提案、4号、5号につきまして、末田総務課長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 それでは、補足説明を申し上げます。

条例本文について説明する前に、このたびの個人情報の保護に関する法律の改正の内容、制度の変更点についてご説明をいたします。

社会全体をデジタル化に対応した個人情報の保護とデータ流通の両方並びに国際的制度調和が要請される情勢の中、政府は地方公共団体等ごとの個人情報保護条例の規定や運用の相違による保護水準の不均衡を是正し、個人情報保護委員会が一元的に制度を所管することにより、全国共通の個人情報の保護の確保及びデータ流通の支障等の是正、全国一元の監督による国際的制度調和の確保による我が国の成長戦略への整合を図る目的から、令和3年、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、これ

により個人情報の保護に関する法律の改正が行われました。

改正法は、令和5年4月1日より適用され、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者及び地方公共団体等において、これまで別々の法律、条例によって運用されてきた個人情報の取扱いが同一の法の規律によって取り扱われることとなりました。これまで更別村個人情報保護条例を根拠としていた個人情報の取扱いは、令和5年4月1日以降、個人情報の保護に関する法律が根拠となるため、更別村個人情報保護条例を廃止し、更別村個人情報の保護に関する法律施行条例を定義、開示請求に係る手数料と更別村情報公開個人情報保護審査会の諮問に関する規定等、必要最小限の内容を規定し、新たに制定しようとするものでございます。

それでは、議案第4号 更別村個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件について補足説明を申し上げます。

1 ページおめくりいただきまして、第1条は趣旨について規定しており、個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定めることを趣旨としております。

第2条は、定義規定でございます。

第3条は、開示請求に係る手数料等について規定しており、法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額を無料とし、法第87条第1項の規定による写しの交付により保有個人情報の開示を受ける場合は、写しの交付に要する費用を負担しなければならないこととしております。

第4条は、更別村情報公開・個人情報保護審査会への諮問について規定しており、村の機関は、各号のいずれかに該当する場合は、更別村情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができることとしております。

次のページを御覧ください。附則第1条で、この条例の施行日を令和5年4月1日と規定するものでございます。

附則第2条で、更別村個人情報保護条例の廃止について。

附則第3条は、更別村個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置について規定をしております。

次のページを御覧ください。附則第4条で、更別村歯科診療所条例の一部改正について。

附則第5条で、更別村歯科診療所条例の一部改正に伴う経過措置について規定をしております。

次のページを御覧ください。附則第6条で、更別村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正について。

附則第7条で、更別村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正に伴う経過措置について規定しております。

附則第8条で、更別村地域創造複合施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

次のページを御覧ください。附則第9条で、更別村地域創造複合施設の設置及び管理に

関する条例の一部改正に伴う経過措置について規定をしております。

附則第10条で、更別村柔剣道場設置条例の一部改正について。

附則第11条で、更別村柔剣道場設置条例の一部改正に伴う経過措置について規定をしております。

附則第12条で、更別村農業者トレーニングセンター設置条例の一部改正について。

次のページを御覧ください。附則第13条で、更別村農業者トレーニングセンター設置条例の一部改正に伴う経過措置について規定をしております。

附則第14条で、更別村コミュニティプール設置条例の一部改正について。

附則第15条で、更別村コミュニティプール設置条例の一部改正に伴う経過措置について規定をしております。

議案資料1ページから8ページまでを御覧ください。更別村個人情報の保護に関する法律等施行規則案を提出しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上でございます。

次に、議案第5号 更別村情報公開・個人情報保護審査会条例制定の件について補足説明を申し上げます。

1ページおめくりいただきまして、条例本文です。第1条は趣旨について規定しており、更別村情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手続等について定めることを趣旨としております。

第2条は、情報公開制度における審査請求及び情報公開制度の適正かつ円滑な運営の確保並びに個人情報保護制度における審査請求及び個人情報の適正な取扱いの確保について調査審議するため、更別村情報公開・個人情報保護審査会を置くことを規定しております。

第3条は、定義規定でございます。

次のページを御覧ください。第4条は、各号のとおり、審査会の所掌事項について規定をしております。

第5条は、審査会は、委員5人以内をもって組織することを規定しております。

第6条は、委員の任期等について規定をしております。

次のページを御覧ください。第7条は会長について、第8条は審査会の調査審議について、第9条は審査請求に係る事件に関する審査会の調査権限について、第10条は意見の陳述について規定をしております。

次のページを御覧ください。第11条は意見書等の提出について、第12条は提出資料の写しの送付等について規定をしております。

次のページを御覧ください。第13条は審査請求に係る調査審議手続の非公開について、第14条は答申書の送付等について、第15条は審査請求に関する事項以外の所掌事項の調査審議について規定をしております。

次のページを御覧ください。第16条は、委任規定でございます。

附則第1条で、この条例の施行日を令和5年4月1日と規定するものでございます。

附則第2条は、更別村情報審査会条例の廃止について。

附則第3条は、更別村情報審査会条例の廃止に伴う経過措置について規定しており、廃止前の更別村情報審査会条例の規定により設置された更別村情報審査会の委員を更別村情報公開・個人情報保護審査会の委員として委嘱されたものとみなすこととしております。

次のページを御覧ください。附則第4条で、旧個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置について。

附則第5条で、更別村特別職の職員で非常勤のものに関する条例の一部改正について規定しております。

以上でございます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから議案第4号 更別村個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

次に、議案第5号 更別村情報公開・個人情報保護審査会条例制定の件に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第4号 更別村個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件及び議案第5号 更別村情報公開・個人情報保護審査会条例制定の件は、総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号 更別村個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件及び議案第5号 更別村情報公開・個人情報保護審査会条例制定の件を総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定しました。

暫時休憩いたします。

午前10時34分 休憩

午前10時36分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第12 議案第7号

○議長 日程第12、議案第7号 更別村国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第7号 更別村国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村国民健康保険条例（昭和34年更別村条例第2号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、健康保険法施行令（大正15年号外勅令第243号）の一部が改正されたことに伴い、国民健康保険被保険者の属する世帯の世帯主に対し支給する出産育児一時金の金額を改める必要があることから、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、出産育児一時金の支給額につきまして、40万8,000円を48万8,000円に改めるものであります。

次のページをお開きください。次のページは、条例本文であります。現行の出産育児一時金を規定する第8条第1項の下線部、40万8,000円を、改正後は第8条の同じく下線部、48万8,000円に改正するものであります。

なお、附則といたしまして、施行期間、この条例は、令和5年4月1日から施行するものであります。

2、経過措置として、この条例の施行の前に出産した被保険者に係る条例第8条の規定による出産育児一時金の額につきましては、なお従前の例によるものとするものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議長 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議長 長 これで討論を終わります。

これから議案第7号 更別村国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第8号

○議長 日程第13、議案第8号 更別村保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第8号 更別村保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村保育の必要性の認定に関する条例（平成27年更別村条例第1号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の一部改正に伴い、関係する条文の整理を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、引用している子ども・子育て支援法の条項番号を改めるものであります。

次のページをお開きください。条例本文であります。保育の必要性の基準を改める現行第3条第1項の下線部、第19条第1項第2号を、改正後は同じく第3条の下線部、第19条第2号に改めるものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和5年4月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議長 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議長 長 これで討論を終わります。

これから議案第8号 更別村保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第9号

○議長 日程第14、議案第9号 更別村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第9号 更別村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年更別村条例第13号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、学校教育法(昭和22年法律第26号)及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)の一部改正に伴い、関係する条文の整理を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、(1)、引用している学校教育法及び子ども・子育て支援法の条項番号を改めるものであります。

(2)、教育・保育給付認定子どもに対する懲戒権の濫用禁止につきましての規定を削るものであります。

(3)、その他、関連条文の改正並びに法令との整合を図るため字句を改めるものであります。

なお、石川子育て応援課長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 石川子育て応援課長。

○子育て応援課長 それでは、議案第9号 更別村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件につきまして補足説明をさせていただきます。

本条例につきましては、子ども・子育て支援法の規定に基づきまして、保育等に係る給付費の支給対象施設である認定子ども園等の特定教育・保育施設及び小規模保育や家庭的保育等の特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めているものでございます。

それでは、新旧対照表を御覧ください。第4条第2項の改正部分につきましては、子ども・子育て支援法第19条第2項が削られることにより、条項番号を改正するものでございます。

以降、引用しております法第19条に係る条項番号の改正につきましては、同様の理由により改めるものでございます。

2枚めくっていただきまして、第15条第1項第3号を御覧ください。第15条第1項第3号の改正部分につきましては、学校教育法第25条第2項及び第3項が追加されることにより条項番号を改正するものでございます。

第4号の改正部分につきましては、国の基準におきまして保育内容の指針を定める大臣

が厚生労働大臣から内閣総理大臣に改正されることに伴い改めるものでございます。

第26条につきましては、民法及び児童福祉法におきまして体罰の禁止の明確化とともに、懲戒権に関する規定が削除されたことに伴いまして、第26条の懲戒に係る権限の濫用禁止についての規定を削除するものでございます。

4枚めくっていただきまして、第44条を御覧ください。こちらにつきましても、先ほどご説明しました第15条第1項第4号と同様の理由により改正するものでございます。

2枚めくっていただきまして、最後に附則でございます。本条例は、令和5年4月1日から施行するものでございますが、第26条の改正規定につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第9号 更別村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第10号

○議 長 日程第15、議案第10号 更別村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第10号 更別村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年更別村条例第15号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正により、関係する条文の整理を行うため、この条例を制定

しようとするものであります。

第2の要旨といたしまして、(1)、利用乳幼児の安全確保に関する計画の策定について規定を加えるものであります。

(2)、自動車を運行する場合における利用乳幼児の所在確認についての規定を加えるものであります。

(3)、社会福祉施設等を併設する場合における設備及び職員配置の基準についての規定を定めるものであります。

(4)、利用乳幼児に対する懲戒権の濫用禁止についての規定を削るものであります。

(5)、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のために講ずる措置について規定を定めるものであります。

(6)、その他関連条文の改正並びに法令との整合を図るため字句を改めるものであります。

なお、石川子育て応援課長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 石川子育て応援課長。

○子育て応援課長 それでは、議案第10号 更別村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件につきまして補足説明をさせていただきます。

本条例につきましては、児童福祉法において位置づけられている保育事業の一つで、家庭での保育に欠ける満3歳児未満の乳幼児に家庭的保育者の自宅やその他安全が配慮された保育室などで行われる小規模保育事業の設備及び運営に関する認可基準を定めたものでございます。

それでは、新旧対照表を御覧ください。第7条の2第1項から第4項までにつきましては、利用乳幼児の安全確保に関する事項を運営基準として明確に位置づけするため、設備の安全点検や安全に関する指導などの安全計画の策定及び必要な措置の実施に係る規定を追加するものでございます。

第7条の3第1項につきましては、施設外での活動等のために移動で自動車を運行する際、点呼等により利用乳幼児の所在確認を義務づける規定を追加するものでございます。

第2項につきましては、送迎のための自動車を運行する場合、乳幼児の所在の見落としを防止するため、自動車にブザー等を備えることを義務づける規定を追加するものでございます。

次のページをお開きください。第10条の改正部分につきましては、家庭的保育事業所等が他の社会福祉施設等を併設する場合における設備及び職員の配置基準につきまして、保育に支障が生じない場合に限り特有の設備及び専従の職員についても供用できるよう改正するものでございます。

第13条につきましては、民法及び児童福祉法におきまして体罰の禁止の明確化とともに、

懲戒権に関する規定が削除されたことに伴い第13条の規定を削除するものでございます。

第14条の改正部分につきましては、感染症等の予防等のための措置としまして、定期的な研修や訓練の実施について加えるものでございます。

第25条の改正部分につきましては、国の基準において保育内容の指針を定める大臣が厚生労働大臣から内閣総理大臣に改正されることに伴い改めるものでございます。

次のページをお開きください。最後の附則でございます。1の施行期日につきまして、本条例は、令和5年4月1日から施行するものでございますが、第13条の改正規定につきましては、公布の日から施行するものでございます。

また、2の経過措置としまして、自動車内にブザー等を備えること等が困難な事情がある場合に限り、令和6年3月31日までの間、ブザー等に代わる所在確認を行うことにより設置しないことができるものとするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

5番、太田さん。

○5番太田議員 この条例本文の内容のところなのですが、子どもの点呼等とかその他というところとか、ブザーその他というところがあるのですが、更別村が二重三重の対策として取るような行動はあるのかなというところで確認したいのですが、お願いいたします。

○議 長 石川子育て応援課長。

○子育て応援課長 幼稚園児が現在利用しておりますバスにおきましての安全点検の確認なのですが、まず幼稚園児が乗るバスにはバス搭乗員が添乗しております。バス搭乗員が添乗しておりますので、園児の乗降の際ですとか運行中の確認を行っているところでございます。また、降りた際に降り忘れのお子さんがないか、また忘れ物がないかどうか、運行が終了した際に確認しているところでございます。

また、バスの運転手が車庫にバスを止めた、運行が終了した際におきましても、バスの運転手によりまして、最後忘れ物等がないか、園児が降り忘れていないかどうか確認を行っているところでございます。

また、幼稚園の職員におきましても、連絡が基本的には保護者から来るような状態になっておりますが、まれに欠席で連絡が来ていない場合につきましては、職員のほうからご自宅のほうに、保護者のほうに連絡取りまして、欠席の理由について確認しているところでございます。

以上でございます。

○議 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 今の説明で、二重三重の対策は十分練っているのかなと思うのですが、子どもの大切な命を守るために課題整理等、幼稚園などと情報を行き来しながら、

十分子どもの命を守っていただければなと思っております。

以上です。

○議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第10号 更別村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第11号

○議 長 日程第16、議案第11号 更別村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第11号 更別村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年更別村条例第14号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の一部改正により、関係する条文の整理を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、(1)、利用者の安全確保に関する計画の策定について規定を加えるものであります。

(2)、自動車を運行する場合における利用者の所在確認について規定を加えるものであります。

(3)、感染症や非常災害の発生時における業務の継続的实施に関する計画の策定につきましての規定を加えるものであります。

(4)、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のために講ずる措置について規定を定めるものであります。

なお、石川子育て応援課長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 長 石川子育て応援課長。

○子育て応援課長 それでは、議案第11号 更別村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件につきまして補足説明をさせていただきます。

本条例につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めたものでございます。

それでは、新旧対照表を御覧ください。第6条の2第1項から第4項までにつきましては、利用者の安全確保に関する事項を運営基準として明確に位置づけするため、設備の安全点検や安全に関する指導などの安全計画の策定及び必要な措置の実施に係る規定を追加するものでございます。

第6条の3第1項につきましては、事業所外での活動等のために移動で自動車を運行する際、点呼等により利用者の所在確認を義務づける規定を追加するものでございます。

第12条の2第1項から次のページをお開きください。第3項までにつきましては、感染症や非常災害の発生時におきまして継続的な事業の実施、あるいは早期の事業再開のための業務継続計画の策定及び必要な措置の実施に係る規定を追加するものでございます。

第13条の改正部分につきましては、感染症等の予防等のための措置としまして、定期的な研修や訓練の実施について加えるものでございます。

最後に附則でございますが、1の施行期日につきまして、本条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

また、2の経過措置としまして、安全計画の策定等についての規定であります第6条の2の適用につきましては、令和6年3月31日までの間、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

5番、太田さん。

○5番太田議員 これは、更別村においては学童のことを指しているかと思うのですが、こどもの森についても同じことが言えるのか、確認しておきたいと思います。

○議長 長 石川子育て応援課長。

○子育て応援課長 こちらにつきましては、国の事業であります放課後児童健全育成事業、こちらが対象となる施設に関してでございますので、社会福祉法人更別どんぐり福祉会が実施しておりますこどもの森の事業については対象外となっております。

以上でございます。

○議 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 ありがとうございます。

この辺について、学童ということでの規定ということで、こどもの森はまた別ということなのですが、更別の現状において、学童があって、その中でこどもの森も利用していいよという形になっていることが、まず1つ事実で、これ夏にあった事例なのですが、どこかで線引きをしなければいけない学童とこどもの森ということで、子どもが学童からプールに少年団活動で行きます。これ学童の先生と一緒にいっていただいているのですが、これがこども園で利用したときに、では学童と一緒にプールに連れていっていただけるのかなと思ったら、これ違うと言われたのです。どこかで線引きをしなければいけないから違うということがあったのですが、僕、ううんと。最近聞いた話であれなのですが、どこかで線引きをしなければいけない。だけれども、子どもの健全育成に関して危険がないようにそのように預かるのにどこかで線引きをするというのは、何かちょっと違うかなというところもあったのですが、これ村の対応としてどこかで線引きというのはここで正しいのか正しくないのかなということも含めて検討していただきたい材料でもあるのですが、その辺の考えはいかがでしょうか。

○議 長 石川子育て応援課長。

○子育て応援課長 議員おっしゃるとおり、こどもの森の事業に関しましては、学童保育所と一体的に事業を行っているものでございます。安全の確保、安全につきましては、共に児童に対して必要な措置であることから、一体的に学童保育所に準じて実施されることが望ましいかとは思われますが、内容につきましてはいろいろ法人と協議をしながら検討してまいりたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 どこかで線引きしなければいけないということもありますし、法人にお任せしているところもあると思いますので、その辺のことは理解いたしますけれども、子どもの安全、安心ということで村が前に立って主導していただければなと思っております。よろしく願いいたします。

○議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第11号 更別村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定

める条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第12号

○議 長 日程第17、議案第12号 更別村子育て委員会条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第12号 更別村子育て委員会条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村子育て委員会条例（平成13年更別村条例第6号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の一部改正に伴い、関係する条文の整理を行うため、この条例を制定するものであります。

2の要旨といたしまして、引用している子ども・子育て支援法の条項番号を改めるものでございます。

次のページをお開きください。条例本文であります。現行の所掌事務を規定する第2条第2項の下線部、第77条第1項各号とあるのを、改正後は同じく第2条第2項の下線部にあります第72条第1項各号に改めるものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和5年4月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第12号 更別村子育て委員会条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、暫時午前11時20分まで休憩いたします。

午前11時07分 休憩

午前11時20分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第18 議案第13号ないし日程第22 議案第17号

○議 長 この際、関連がありますので、日程第18、議案第13号 北更別・旭・平和辺地に係る公共的施設の総合整備計画変更の件から日程第22、議案第17号 上更別南・東栄・協和辺地に係る公共的施設の総合整備計画変更の件までの5件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第13号から17号まで一括してご提案申し上げます。

議案第13号 北更別・旭・平和辺地に係る公共的施設の総合整備計画変更の件であります。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項の規定に基づき、別紙のとおり計画を変更するものであります。

理由といたしまして、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項の規定に基づき、北更別・旭・平和辺地に係る計画を別紙のとおり変更するものであります。

別紙、総合整備計画に基づいて、変更部分のみご説明を申し上げます。2、公共的施設の整備を必要とする事情に新たに飲用水供給施設水道管、下水道処理施設浄化槽を加えるものであります。

3、公共的施設の整備計画の表中、道路・橋りょう（38号舗装強化事業外2事業）の事業費、一般財源、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額、それぞれ2億3,000万円を2億3,280万円に改め、新たに飲用水供給施設水道管（旭38号配水管布設工事第2工区）を加え、事業費を1,040万円、特定財源、一般財源、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額をそれぞれ520万円とし、新たに下水道処理施設浄化槽（更別村個別排水処理施設新設工事）を加え、事業費を1,260万円、特定財源、一般財源、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額をそれぞれ630万円とし、合計の事業費を2億3,940万1,000円を2億6,520万1,000円に、特定財源を1,150万円に、一般財源2億3,940万1,000円を2億5,370万1,000円に、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額2億3,930万円を2億5,360万円に改めるものであります。

なお、議案資料9をご参照いただきたいと思います。議案第13号から議案第17号までの資料として各辺地に係る公共的施設の総合整備計画の年度別事業費の一覧表を提出しておりますので、ご参照をお願い申し上げます。

続きまして、議案第14号 勢雄・更別東辺地に係る公共的施設の総合整備計画変更の件であります。

趣旨並びに理由については省略をさせていただきます。

別紙総合整備計画を御覧ください。変更部分のみご説明申し上げます。2の公共的施設の整備を必要とする事情に新たに下水道処理施設浄化槽を加えるものであります。

3、公共施設の整備計画の表中、道路・橋りょう（勢雄13号舗装強化事業外7事業）の事業費、一般財源、それぞれ4億6,861万円を5億2,161万円に、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額4億6,860万円を5億2,160万円に改め、新たに下水道処理施設浄化槽（更別村個別排水処理施設新設工事）を加え、事業費を1,260万円、特定財源、一般財源、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額をそれぞれ630万円とし、合計の事業費5億3,327万8,000円を5億9,887万8,000円に、特定財源を630万円に、一般財源5億3,327万8,000円を5億9,257万8,000円に、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額5億3,230万円を5億9,160万円に改めるものであります。

続きまして、議案第15号 更別・昭和・更南辺地に係る公共的施設の総合整備計画変更の件であります。

趣旨並びに理由については省略をさせていただきます。

別紙、総合整備計画でご説明申し上げます。変更部分のみご説明申し上げます。2の公共的施設の整備を必要とする事情に新たに下水道処理施設浄化槽を加え、農業基盤整備事業に道営事業により行われる明渠排水路の改修の効果を追加しております。

3として、公共的施設の整備計画の表中、道路・橋りょう（東5号局部改良事業外5事業）の事業費、一般財源、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額、それぞれ4億9,370万円を5億5,370万円に改め、新たに下水道処理施設浄化槽（更別村個別排水処理施設新設工事）を加え、事業費を1,260万円、特定財源、一般財源、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額をそれぞれ630万円とし、農業基盤整備事業（国営事業負担金事業外1事業）の事業費、一般財源、それぞれ1,175万3,000円を3,075万3,000円に、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額1,170万円を3,070万円に、合計の事業費5億545万3,000円を5億9,705万3,000円に、特定財源を630万円に、一般財源5億545万3,000円を5億9,075万3,000円に、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額5億540万円を5億9,070万円に改めるものであります。

続きまして、議案第16号 南更別・香川・更生辺地に係る公共的施設の総合整備計画変更の件につきましてであります。

趣旨並びに理由につきましては省略をさせていただきます。

総合整備計画書を御覧ください。変更部分のみ説明申し上げます。2の公共的施設の整

備を必要とする事情に新たに下水道処理施設浄化槽、教育文化施設を加えるものであります。

3の公共的施設の整備計画の表中、道路・橋りょう（南14線改良事業外4事業）の事業費、一般財源、それぞれ3億4,733万9,000円を4億4,843万9,000円に、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額3億4,730万円を4億4,840万円に改め、新たに下水道処理施設浄化槽（更別村個別排水処理施設新設工事）を加え、事業費を1,260万円、特定財源、一般財源、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額をそれぞれ630万円とし、新たに教育文化施設（スクールバス購入事業）を加え、事業費を986万9,000円、特定財源を122万円、一般財源を864万9,000円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を860万円とし、合計の事業費3億5,526万1,000円を4億7,883万円に、特定財源を752万円に、一般財源3億5,526万1,000円を4億7,131万円に、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額3億5,520万円を4億7,120万円に改めるものであります。

続きまして、議案第17号にまいります。上更別南・東栄・協和辺地に係る公共的施設の総合整備計画変更の件であります。

趣旨並びに理由については省略をさせていただきます。

引き続き、別紙、総合整備計画書を御覧ください。変更部分のみ申し上げます。2の公共的施設の整備を必要とする事情に新たに下水道処理施設浄化槽、教育文化施設を加えるものであります。

3の公共的施設の総合整備の表中、道路・橋りょう（東13号改良事業外4事業）の事業費、一般財源、それぞれ2億1,118万5,000円を3億6,918万5,000円に、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額2億1,110万円を3億6,910万円に改め、新たに下水道処理施設浄化槽（更別村個別排水処理施設新設工事）を加え、事業費を1,260万円、特定財源、一般財源、一般財源のうち辺地対策事業債の予算額をそれぞれ630万円とし、新たに教育文化施設（スクールバス購入事業）を加え、事業費を2,053万1,000円、特定財源を253万円、一般財源を1,800万1,000円、一般財源のうち辺地対策事業債の予算額を1,790万円とし、合計の事業費2億2,253万9,000円を4億1,367万円に、特定財源を883万円に、一般財源2億2,253万9,000円を4億484万円に、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額2億2,240万円を4億460万円に改めるものであります。

以上、一括してご提案申し上げます、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから議案第13号 北更別・旭・平和辺地に係る公共的施設の総合整備計画変更の件に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議長 長 これで質疑を終わります。

これから議案第13号に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第13号 北更別・旭・平和辺地に係る公共的施設の総合整備計画変更の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 勢雄・更別東辺地に係る公共的施設の総合整備計画変更の件に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから議案第14号に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第14号 勢雄・更別東辺地に係る公共的施設の総合整備計画変更の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 更別・昭和・更南辺地に係る公共的施設の総合整備計画変更の件に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから議案第15号に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第15号 更別・昭和・更南辺地に係る公共的施設の総合整備計画変更の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 南更別・香川・更生辺地に係る公共的施設の総合整備計画変更の件に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

5番、太田さん。

○5番太田議員 スクールバス購入事業について確認させていただきたいのですが、バスの大きさの規模と燃料等はどのように、燃料というか、ガソリンなのか電気なのかとか、そういったことも含めて確認させていただきたいのですが、どのような計画でしょうか。

○議 長 小林教育次長。

○教育次長 スクールバスなのですが、現在61人か62人か、はっきり覚えていないのですが、その規模を、新しいのは40人規模にする予定でございます。

燃料につきましては、私確認不足でございますので、休憩をいただければと思うのですが。

○議 長 この際、暫時休憩いたします。

午前11時36分 休憩

午前11時38分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

小林教育次長。

○教育次長 失礼いたしました。

燃料の種類につきましては、軽油になってございます。

以上でございます。

○議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから議案第16号に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第16号 南更別・香川・更生辺地に係る公共的施設の総合整備計画変更の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 上更別南・東栄・協和辺地に係る公共的施設の総合整備計画変更の件に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

5番、太田さん。

○5番太田議員 先ほどと同じ質問になるのですけれども、スクールバスの乗車人数等を教えていただければと。乗車の制限最大人数ですか、教えていただければと思います。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 こちらの総合整備計画書で事業として登載してありますスクールバスの購入事業は、先ほどと同じバスです。事業費のほうは、現在利用している児童数で案分をしておりますので、このような事業費となっております。内容は同じでございます。

○議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから議案第17号に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第17号 上更別南・東栄・協和辺地に係る公共的施設の総合整備計画変更の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第18号

○議 長 日程第23、議案第18号 財産の取得の件（宅地分譲用地）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第18号 財産の取得の件（宅地分譲用地）の件であります。

次のとおり土地を取得しようとするものであります。

1、所在は、更別村字更別南1線96番21から96番55まで、96番61から96番75まで、96番81から96番96までの合計58筆であります。

2の地目及び面積は、畑3万517平米であります。

3の予定価格4,847万7,000円であります。

4、取得の方法及び時期は、令和5年4月中に売買契約し、農地法（昭和27年法律第229号）第5条の許可後に所有権移転するものであります。

5、契約の相手方は、札幌市中央区南1条東2丁目8番地1サンシティビル401号にお住まいの安江千歳様であります。

理由といたしまして、宅地分譲地として整備するため、土地の取得契約を締結することにつきまして、更別村議会の議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年更別村条例第7号）第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、議案資料11ページから13ページまでを御覧ください。取得用地の内訳として、地番ごとの地目、面積を一覧にしていますので、ご参照をお願いするものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

6番、安村さん。

○6番安村議員 この宅地分譲に関わるものについてということで、これは村長の執行方針にもお目見えされていますので、不足している部分の手当てをしたいということで提議していますので、それはそれとしての理解はできるかなと思いますけれども、これだけの面積を取得するという形でございますので、それなりの基本路線があつてのご提案だというふうに私は思っております。

そこで、原案でございますので、まだ取得段階ですので、詳細は未決定だと思うのですが、宅地分譲における基本的な考え方、どのぐらいをまず想定しているのか。

そこにおいては、全てが宅地という、住居という形の位置づけで固定されるのかという課題。

それと、地図を見ますと、行政区の関係の立ち位置が、今の現状であればそれなりの立ち位置になってしまいます。更別村の在り方として、やはりそういう部分で大きな分譲地を取得してしまうと、やはり行政区の立ち位置がなかなか難しいという課題も含まれるのかなと思っております。これは、行政区割りの条例で決まっていますので、あっちに持って行って、こっちに持ってというのはなかなかできない部分ありますので、それらの基本的な考え方、どのような考え方を持っているのか。知り得る範囲でご説明いただければありがたいと思います。

○議 長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 ただいまご質問いただきました件でございますけれども、非常に大きな面積ということでございまして、今回購入させていただく場所につきましては、地番はお示しのとおりなのですが、国道に面している更別農業高校と現在の花園町の住宅地との間で、現況が畑になっているところでございます。この1区画、筆数は多いのですが、1団地の土地という形になってございます。

ここの場所につきまして、今回一括で取得をして、宅地分譲用地として整備をする計画でございます。基本路線ということでございますけれども、基本は住居を建設する場所として大半を予定してございます。ただし、国道に面している部分につきましては、一般の賃貸住宅、アパートの建設用地ですとか一部商業地も想定をしているところでございます。商業地の候補としましては、現状では宿泊施設、現在更別村の中において民間の宿泊施設、現在公共施設のサラパークでの宿泊施設はございますけれども、一般の旅館的なものが現状営業されているところがないというようなところもございまして、簡易宿泊施設のところはございますが、それ以外がないというところで、そういったものの誘致も視野に入れて、ただ宅地という形には変わりはないでございますので、宅地分譲というような形で検討しております。

規模につきましては、2月の全員協議会の際にその時点での計画概要をご説明を差し上げたところでございますけれども、一般住宅区画としましてはおおよそ40から44区画ぐらいを想定しているところでございます。ただ、この後用地を取得した後に農地転用の手続、また開発行為の手続、そういったものを経て実際に整備計画が確定するというところでございますので、新年度、令和5年度予算でこの件に関わる設計費、そういったものに着手する予定でございます。現状は、素案というような形で今お答えをさせていただいているところでございます。

あと、行政区の関係でございますけれども、行政区の村で定めております行政区域条例上、この区域につきましては花園町ということに区画がされている場所かなというふうに思っております。現状住宅を整備した場合においては、花園町に編入を、編入といたしますか、もともと花園町の区域なのですけれども、戸数が増加するというようなことで想定してございます。議員のほうのご懸念にありますのは、恐らく花園町の現在100戸を超えている大きな行政区ということでございますので、ここにさらにまた40戸からアパートを入れますと50戸ぐらい世帯が増えるということに関してのご懸念なのかなというふうに思っているところでございますけれども、今回の分譲に合わせて更別村の行政区域の在り方までを計画するということは今回できてございません。ただ、ご懸念のとおり、市街地の行政区内の世帯数の偏りといいますか、多い少ないというのは現状生じてきておりますので、将来的にはその辺りを現在の町内会の活動の、町内会の方々のご意見もお伺いしながら、しかるべきような考え方を持っていかなければならないのかなというふうには思っているところでございますが、今回のこの団地造成に伴って変更するということは現在のところは考えていないということでございます。

以上です。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 まだ概略でございますので、まだ青写真前という形の中でございますけれども、多分今の居住地といいますか、宅地分譲、期待されている方結構いらっしゃると思うので、あえて質問させていただきました。ある程度の方針が明確になれば、やっぱり

そこに家を建てようとかと計画される方結構いらっしゃると思うので、あえて質問させていただきます。

ただ、もう一点心配されるのが、これだけの3万平米を超える中で、どういうふうに分画、今概略の青写真の前の部分の説明いただきましたけれども、これ単純計算すると1戸当たり結構な敷地面積有する形になると思うのです。心配されているのが、これから設計に入るのでしょうか。契約入って基本設計というか、つくることになるのでしょうかけれども、現状の今の住宅状況というか、踏まえれば、十勝圏、特に帯広市を中心としてということを考えれば、かなり資材の高騰も相まって、土地の高騰も相まって、優に50坪の宅地に対して30坪ぐらいの新築するということになると4,000万円から、今4,500万円以上かかるような状況にあるということでございます。基本的にはそういうような現状があるということをも踏まえて、これだけの大きな分画の部分がまず必要になるかということと、これ数年で多分分画整理して販売していくと思うのですけれども、それだけの、基本的にはどのぐらいの分画でまずやるのか。若い世代になると、はっきり言ってやっぱり建築分を含めると、住宅地の確保というのは非常に理解はできるけれども、ではこれから新たに建てて、3,000万円、4,000万円の借金をしながら若い世代が、30代の世代がどうしても建てられるかという話になってしまうと、そこはそこでまたプラスアルファの課題があると思うのですけれども、その点の考え方、多少あればご説明いただければというふうに思っています。

行政区の関係については、本当にこれ、これに限らずあまり附帯した質問はしたくないというのはあるのですけれども、やっぱり偏ってきているという部分、十分考慮しながら、やっぱり行政区というか、村の在り方も含めて考えていただかなければ、これは条例の部分ですので、極めて難しい部分あるのですけれども、一部変えていくというのは今後大変きつい作業になってくるので、やっぱりそれは一連の中で進めるべきだというふうに私は思っているのですけれども、これはこれとしてこの方針案、宅地の分譲の在り方について、土地面積も含めて基本的な考え方がどのような形になっているのかも加えて説明していただければありがたいと思います

○議長 長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 まず、現在素案で考えている宅地の分画ごとの面積が想定でございますけれども、これまでも分譲してきておりますコム二団地、また、すずらん団地、そういったものと、今、更別村に居を構えるといったときに更別村ならではの広い宅地を望まれる、自由度の高い住宅建設、土地利用を望まれるという方のニーズ、そういったものを過去からもずっと重視してきてございます。それらを叶えられる規模の面積ということも今回も想定をしております。考え方としましては120坪以上というような形で、また、現在計画をしているところが市街地の中の1分画ということで、既存の隣接する道路、そういったものとの接続等を考えますと、分画の割り方というものもある程度決まってしまうものですから、その中で120坪を満たす条件で分画割りをしていった計画をしているところでござ

います。その結果で40から44区画ぐらいの区画が取れているというようなところでございます。

場所によっては、最低120以上という形で区画割りを想定したものですから、150を超える非常に大きな面積になっているところもございます。こういった場所について、2つに割るですとか、そういったことをすると、今度100坪を割ってしまうだとか、いろんな弊害があるのですけれども、その辺りは小口のニーズ等も場合によっては考慮しなければならないのかなというふうにも考えてはいるのですが、その辺りは設計の中で詰めていきたいなというふうに思っているところでございます。

また、住宅建設費の高騰、資材の高騰というお話もございましたので、土地については今回取得をした価格、また、今後造成にかかった経費、そういったものを回収といいますか、それらに充てるような形で土地の値段、分譲価格は設定をすることになるかと思いますが、そういった情勢の状況も勘案しながら、過去に分譲したものよりは下がるということはないかなと思ってございますけれども、適正な価格設定はこの後の造成工事、6年度以降に造成を考えておりますので、そういったものの価格設定される工事費等を勘案して検討してまいりたいというふうに思っております。

行政区の区画につきましては、繰り返しになりますが、今回の分譲計画に合わせてということは検討してきておりませんので、課題として受け止めさせていただきまして、しかるべき形で検討しなければならないということでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長 6番、安村さん。

○6番安村議員 本当にしつこいような質問ですみませんでした。そのほうが、明確にしておいたほうが皆さんがより一層理解できるのかなというふうに考えていましたので、お許しいただきたいと思っております。

基本的にこれから本設計に入ってくるのですけれども、想定ではやっぱり40戸から50戸という壮大な住居地を確保したいということでございます。今単純に建築費がどうのこうののではなくて、更別村の人口動向も含めたときにやっぱり40戸、50戸というものに対する考え方、私は完売するのは、今までのすずらん団地、コムニ団地の区画販売とはちょっと違うような感覚を持っています。そんなに楽に完売できるような状況ではない。更別にどれだけの人が目を向けてくれるのかという部分も含めたときに、かなり厳しい販売になってくるのではないかなというふうに思っていますので、その辺り十分考慮しながら、実施設計に当たっては求めやすい、あるいは若い人でも手が届くような形の対応も含めて十分それらをしんしゃくしながら実施していただければ、これはお願いも含めてでございますけれども、要望させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長 長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 確かに大きな面積の計画ということでございますので、全ての販売につ

いてかなり期間を要するという心配、ご懸念もございます。ただ、分譲地につきましては、過去の経過からも、更別村においては一般の宅地、民間での宅地の売買があまり活発とは言えない状況がございまして、これまでも住居を建てたいという方に対するニーズに対して速やかに供給できる体制がなかったところもございます。そういったことから、今回大きな面積を一度に整備をしたいというふうな計画にしておりますものも、これを本当に5年で全て売ってしまうだとか、そういったような性急な考え方といいますよりは、住宅ニーズがあったときに応えられるようにというふうな中期的な視野にも立って大きな面積の取得ということを考えてございますので、当然販売の努力、人口増の努力についてはこれまでと同様に進めていきたいと思っておりますが、そのような考え方を持ちながらご意見踏まえて進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 種々説明を受けて、更別村の一等地とは言いませんけれども、国道で高規格にも近いですし、そのことは財産で取得するのは行政として当然の考えでよろしいのですけれども、単純に40戸、若い人が2人、800人の増ですね。今、課長は5年なり、その先も考えて先行投資と、そういう考えでいいでしょう。それは、だけれども、例えば農村地帯からリタイアしてそこへ住んでもらうとか、いろいろ方法はあるでしょう。アパートも、極端な話、隣の町で宇宙基地造れば泊まる場所もないというお話も聞いてはいますけれども、きちっと煮詰めて計画をして、うちは総務省のあれで、25年で、もうちょっとか、たしか二千六百何百人減なのです。若い人2人で800人、若いというか、住宅建てる人、夫婦で……

○議 長 80人。

○4番松橋議員 失礼。

それは、やっぱり計画きちっと、その辺はきちっと煮詰めてほしい。それで、提案であれば、村が財産を取得するのは結構ですけれども、思いつきで考えたような発言されては困るのです。5年かかってもいいですよ。10年かかってもいいです。それは理解はしますけれども、したら、どこか十勝管内や道外者から移住計画があるとか、何かそこはきちっと説明していただかなければ、土地の広い面積とか戸建てがどうかという話も大事でしょうけれども、これ人口増に関わる問題です。自信持って提案してもらわなければ、「はい。」とはなかなか言いづらいでしょう。

○議 長 松橋さん、人口増約80人ということで、800ではないです。そこを確認。

○4番松橋議員 ごめんなさい。せいぜい100人と。ホテルは別でしょうけれども、ホテルの必要性は若干認めますけれども、そちらにしても減でなくて増で若者で向けていくのですから、住宅建てるのですから。その辺をやっぱりきちっと整理整頓して。もちろんきちっとしたのでしょうけれども、それが一番気になります。財産取得については、一等地ですから、これはもう結構です。

○議 長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 先ほど私の答弁の中でそのようなふうを受け止められるような発言ということで、大変申し訳なく思っております。

決して、やみくもに線を引いて区画を設定しているわけではございませんので、その辺はご理解いただければと思っております。また、完売の年次をある程度想定をしながらということは当然計画上ではあるのですけれども、おっしゃられるとおりの厳しい状況の中で、その具体性を高めるために宅地を用意しつつ、それに関する販売戦略といいますか、産業おこしですとか、そういったところも兼ね備えての人口対策ということでございますので、当然宅地を用意するとともに、ほかの移住、定住対策、また村内の住み替えの対策、そういったことも視野に入れながら、この宅地分譲用地を活用してまいりたいなというふうに考えているところでございます。

先ほど私が答弁した内容で非常に誤解を招いたところあるかと思いますが、おっしゃられるとおりのしっかりしたこの分譲地の活用、これが更別村の人口増につながるように努力してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 先ほどの安村議員の質問に関連してなのですけれども、やはり新築に関するニーズというところで、今坪100万円の時代に突入しているということも含めれば、容易に考えられるのが大きい家は建てれないと。やっぱりコンパクトになってくる。そういった面でも、土地は少なくてもいいということを考えれば、今隣接している道路の考えがあるということも十分理解できるのですけれども、やっぱりそういった固定概念を変化していかなければ、その時代のもの、時代のものということで変わってってしまうものなので、その隣接している道路にとらわれることを一度整理する必要があるのではないかなというのがまず1点と、先ほど今の区画の分譲は120坪以上くらいの、120坪程度ですね、の分譲ということで考えているのですけれども、課長の答弁では自由度の高いというところをいただいていたのですけれども、ではそれを半分にして2区画同時に最高買えるのだよとか、1区画60坪にしてしまって、最高2区画買えますよとか、そういった変化もしていければ、新築で建てたい人のニーズに合ったものに変化していけるものかなとも思いますので、ぜひその辺も検討していただけるのか。また、2区画買うことは可能なのかということも含めてご答弁いただければと思います。

○議 長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 新築ニーズというところで、確かに建設費が高騰しているの、家が小さくなるので、土地も小さいほうがリーズナブルではないかというようにお話かと思っております。当然そういったようなニーズもあろうかと思っております。ただ、2区画のお話と併せてお答えさせていただきますと、確かに細かいのを2つ購入して大きな家を建てたい、小さいところだけでもいい、そういったニーズに応えられるのは、細かく分けておけばおっしゃられるとおりの効果もあるかなと思っております。また、お買い求めやすくもなるのかなと思っております。ただ、反面、細かいところを1戸飛びぐらいで例え

ば購入されてしまうと、残りが細かいところしか残らないといったような弊害も場合によつたら出てくるのかなと思ってございます。大きな区画の中でどのような土地利用をされるのかということも、自由度の高いというのは、もともとの道路の向きに沿って宅地がございまして、例えば日当たりの向き、そういったものですとか、日の当たる側にあるのか日の当たりづらい方面の道路があるのか、そういったものに対してある程度日当たりのいいほうは住宅を振ってといたしますか、振りやすく、また日当たりの少ないほう、そういうことを考慮しなくてもいいところについては間口を狭くだとか、そういったようなことには配慮して線を引いてはいるのですけれども、結果としてどの程度日当たりを考慮した住宅が建設できるのかというところで最低120坪ぐらいというのが今のところの想定でございます。ただ、これが全てではございませんので、当然お話、ご意見いただいたところを踏まえて改めてしっかりした計画をして、お求めやすいような形、使いやすいような形に配慮してまいりたいなというふうには考えているところでございます。

ただ、道路に関しては、この区画の中で、例えば既存の道路からこの中を団地内道路、すずらん団地だとかは日当たりを考慮した区画のほうに割って団地内道路という形で車線といたしますか、した経緯もございまして、ここについては4方向といたしますか、厳密にいうと国道と、それから更別市街に入る2方向、あともう一方は既設の住宅との接続ということで、3方向に道路が既にあるものですから、この中であまり車線の道路だとかを接続していくと、今度交通安全上もいろいろ支障があるかなというところで、どうしても並行したような道路、四角い道路といたしますか、そのような形が利用しやすいということで考えてございまして、その中での区画割りの中で十分利用しやすいようなことを考えてまいりたいなというふうに思っております。

○議 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 道路に関しては、もし除雪とか安全面を考えて、そういったことを考慮するのであれば、やっぱりおのずと土地は広くなってくるということが想定されると思います。また、その土地に関しても、半分にしたら、それはでは余ってしまう。では、例えば120坪を2つに割ったら60坪ですよね。まず、その60坪の土地は本当に狭いのかということも考えていただければ、更別にとっては狭いのかもしれないですけれども、これから、ということとか活発な取引ということに関して言えば、決して僕はマイナスになるものでもないと思いますので、ぜひ改めてご検討いただければなと思っております。

あと、商業地ですね、宿泊施設という話もあったのですが、これから更別では大きな事業が始まってきたりということで、そういったニーズもあるのかなと思うのですが、今何か建設事業者とかを見ましても、結構通いで、少しぐらい遠くても通いでというところがあるので、長期でホテル借りてでも住みたいというなら分かるのですけれども、決して1時間、1時間半は本当に朝早くから起きて移動してきてということも考えると、本当にその宿泊施設が必要か、ニーズがあるのかということも少し懸念するところもございまして、ぜひその辺は調査を進めて、取り進めていただければなと思っております。

す。

○議 長 西山村長。

○村 長 今課長からるる説明してはいますけれども、これ非常に反省点に立って指示をしました。というのも、太田議員さんから、ほとんどの議員さんから指摘をされて、新コムニ団地ができる前は全て更別村に住宅を構えたいという方を近隣の市町村に逃がしていたとか、ほかのところで建てられていたということです。私も村長になってから分かりましたけれども、実際に土地を購入する、そしてそれを基本的な設計をして、そして配管等の工事をして実際に分譲するには相当数の年限がかかるということです。でありまして、新コムニ団地が分譲を開始する前から次の分譲地の取得を指示しました。これは、必ず、今すごいスピードで、あと4区画ですか、ということで、アパートについては本当に建設中から全て満室になる。今市街地に建てているアパートも、あと1区画しか、1部屋しか残っていないという話も聞いています。だから、そういうニーズも踏まえて、やっぱり早めに分譲地を確保しておく。せっかく更別に住みたい、あるいはそういうニーズがあるにもかかわらず、その土地がないということについては、これはもう基本中の基本としてやっぱり準備ができていないということになりますので、今回やつのこと、担当課長も一生懸命奔走して本当に何回も地権者のところに、地元にいच्छゃらないものですから、足しげく通って、そしてご同意を得て取得する運びになったということで、今回こういう形で提案をさせていただきました。

今松橋議員さん、それと太田議員さん、またほかの議員さんからもたくさん聞いております。安村議員さんからもありましたけれども、その辺十分考慮して、いろんなニーズに応えるのと、区画の問題もありますし、人口の減少問題に対するそういう問題もあります。だから、そういうところを含めてやっぱり検討させていただいて、今の現段階ではとにかく取得をさせていただいて、そして綿密な計画を立てて、改めて議員の皆様、村民の皆様、に提示しながら実際に開発をしていくという形でご理解をしていただきたいというふうに思っていますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

○議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第18号 財産の取得の件(宅地分譲用地)を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、昼食のため午後 1 時30分まで休憩いたします。

午後 0 時 1 3 分 休憩

午後 1 時 3 0 分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第 2 4 議案第 1 9 号

○議 長 日程第24、議案第19号 令和4年度更別村一般会計補正予算（第11号）の件
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第19号 令和4年度更別村一般会計補正予算（第11号）の件であります。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,032万6,000円を追加し、歳入
歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億9,514万円とするものであります。

なお、大野副村長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 大野副村長。

○副 村 長 それでは、私のほうから令和4年度更別村一般会計補正予算（第11号）につ
きまして補足説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,032万6,000
円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億9,514万円とするもので、歳入歳
出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、
第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加は、第2表、繰越明許費補正によるもの
でございます。

債務負担行為の補正、第3条、債務負担行為の追加は、第3表、債務負担行為補正によ
るものでございます。

地方債の補正、第4条の地方債の変更は、第4表、地方債補正によるものでございます。

初めに、人件費につきましてご説明いたします。主な理由といたしましては、職員退職
手当組合負担金の負担率の確定、時間外勤務手当の増加などがございます。各科目におき
まして、予算の補正がございますが、こちらにつきましては給与費明細書によりご説明い
たします。82ページを御覧願います。1、特別職におきまして、長等の期末手当で1万円
の減額、その他の特別職の報酬で141万円の減額でございます。

83ページを御覧願います。2、一般職、(1)、総括についてですが、給料で2万6,000円の減額、職員手当等で204万5,000円の増額です。時間外勤務手当が増加したためでございます。手当ごとの補正後、補正前、比較の金額につきましては、職員手当等の内訳をご参照願います。

84ページは給料及び職員手当等の増減額の明細、85ページは給料及び職員手当の状況ですので、ご参照願います。

86ページ、87ページは、給料及び職員手当等の科目別内訳でございます。補正後の給料及び職員手当等の科目別内訳を記載しておりますので、ご参照願います。

次に、歳入歳出予算の補正につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。なお、執行残の整理、各施設の燃料、光熱水費、財源振替等についてご説明を省略させていただきますので、よろしくお願いたします。

まずは、歳出につきましてご説明いたします。28ページを御覧願います。款1 議会費は、126万1,000円を減額し、補正後の額を4,827万7,000円とするものでございます。事業実績に伴う執行残などでございます。

29ページを御覧願います。款2 総務費は、1億7,581万2,000円を追加し、補正後の額を21億3,071万9,000円とするものでございます。

項1 総務管理費は、1億7,450万4,000円を追加し、補正後の額を20億9,919万1,000円とするものでございます。事業実績に伴う執行残のほか、職員等人件費で職員退職手当組合負担金について負担率の確定、寄附金管理事業でふるさと納税の減少、人材育成事業で人材育成事業助成金について実績に伴う減少、移住定住促進事業臨時便でわくわく地方生活実現政策パッケージ事業交付金の対象者がいなかったことなどが減少の要因でございます。増額につきましては、都市空間情報デジタル基盤構築支援事業で国庫補助金再配分に伴う事業費の増加、立木等の売払いに伴う積立金の増加、財政調整基金積立金の積み増し、公共施設の大規模修繕が建て替え等、将来的に必要な額の増大などが見込まれるため、公共施設等整備基金への積み増しなどが増額の要因でございます。なお、都市空間情報デジタル基盤構築支援事業は、国の補助金が2分の1であり、年度内での事業執行が間に合わないため全額を次年度に繰り越すものでございます。

40ページを御覧願います。項2 徴税費は、73万3,000円を減額し、補正後の額を833万円とするものでございます。事業実績に伴う執行残などでございます。

41ページを御覧願います。項3 戸籍・住民基本台帳費は、28万4,000円を減額し、補正後の額を1,299万3,000円とするものでございます。事業実績に伴う執行残などでございます。

項4 選挙費は、16万8,000円を減額し、補正後の額を807万8,000円とするものでございます。事業実績に伴う執行残などでございます。

項5 統計調査費は、3万1,000円を減額し、補正後の額を23万9,000円とするものでございます。事業実績に伴う執行残などでございます。

42ページを御覧願います。項6 監査委員費は、9万2,000円を減額し、補正後の額を188

万8,000円とするものでございます。事業実績に伴う執行残などがございます。

款3民生費は、2,741万6,000円を減額し、補正後の額を6億9,665万6,000円とするものでございます。

項1社会福祉費は、2,175万1,000円を減額し、補正後の額を3億3,122万6,000円とするものでございます。事業実績に伴う執行残などのほか、障害者総合支援事業で対象者の減少による障害者介護給付費の減少、臨時特別給付金事業も対象者の減少、価格高騰緊急支援給付金給付事業で当初想定より申請件数が少なかったなどがございます。

47ページを御覧願います。項2児童福祉費は、306万5,000円を減額し、補正後の額を2億1,509万7,000円とするものでございます。事業実績に伴う執行残のほか、地域子育て支援センター運営事業委託料、認定こども園施設型給付費などが増加しております。

49ページを御覧願います。項3老人福祉費は、260万円を減額し、補正後の額を1億5,017万円とするものでございます。事業実績に伴う執行残のほか、介護保険事業特別会計繰出金で要介護者の増加により施設入所が増え、介護給付費が増加しております。

51ページを御覧願います。款4衛生費は、5,154万5,000円を減額し、補正後の額を3億6,190万9,000円とするものでございます。

項1保健衛生費は、4,517万7,000円を減額し、補正後の額を1億8,284万9,000円とするものでございます。事業実績に伴う執行残、コロナワクチン接種等により診療所の収入が増加したため、特別会計、診療施設勘定への繰出金が減少しているほか、妊婦一般健診の増加により母子保健事業が増加しております。そのほか、出産・子育て応援交付金事業は新たな給付事業で増加しております。令和4年4月1日以降に妊娠届出を行った妊婦に対しまして5万円を支給しているほか、令和4年4月1日以降に出生した児童を養育する者に対して児童1人当たり5万円を支給するものでございます。

項4下水道費は、578万5,000円を減額し、補正後の額を1億935万5,000円とするものでございます。公共下水道事業特別会計繰出金の減少によるものでございます。

56ページを御覧願います。項5衛生諸費は、58万3,000円を減額し、補正後の額を1,197万9,000円とするものでございます。十勝圏複合事務組合への負担金が確定したためでございます。

款5労働費は、133万円を減額し、補正後の額を652万円とするものでございます。事業実績に伴う執行残でございます。

款6農林水産業費は、4,890万5,000円を減額し、補正後の額を7億6,960万3,000円とするものでございます。

項1農業費は、4,728万1,000円を減額し、補正後の額を7億6,150万7,000円とするものでございます。事業実績に伴う執行残のほか、経営継承・発展等支援事業補助金の事業申請が全て不採択、持続的畑作生産体系確立緊急対策事業補助金は取組面積の減などにより、農業振興補助金等で減少しております。そのほか、道営事業負担金で実績見込みによる負担金の減少、畜産クラスター事業で実績見込みによる助成金の減少となっております。

61ページを御覧願います。項2 林業費は、162万4,000円を減額し、補正後の額を809万6,000円とするものでございます。事業実績に伴う執行残などがございます。

62ページを御覧願います。款7 商工費は、435万5,000円を減額し、1億3,988万1,000円とするものでございます。

項1 商工費は、435万5,000円を減額し、1億3,988万1,000円とするものでございます。事業実績に伴う執行残のほか、原油・原材料等価格高騰対策事業で当初見込みより申請件数が少なかったなどがございます。

64ページを御覧願います。款8 土木費は、465万円を追加し、補正後の額を5億8,694万3,000円とするものでございます。

項1 土木管理費は、10万2,000円を減額し、補正後の額を427万3,000円とするものでございます。

項2 道路橋りょう費は、375万1,000円を増額し、補正後の額を5億3,690万2,000円とするものでございます。事業実績に伴う執行残などのほか、除雪対策経費を追加しております。

65ページを御覧願います。項3 住宅費は、318万4,000円を減額し、補正後の額を4,576万8,000円とするものでございます。事業実績に伴う執行残などがございます。

66ページを御覧願います。款9 消防費は、136万1,000円を減額し、補正後の額を1億7,894万2,000円とするものでございます。事業実績に伴う執行残などがございます。

67ページを御覧願います。款10 教育費は、1,847万円を減額し、補正後の額を4億6,099万8,000円とするものでございます。

項1 教育総務費は、569万3,000円を減額し、補正後の額を1億5,377万6,000円とするものでございます。事業実績に伴う執行残などのほか、更別農業高校生徒確保等支援事業でスクールバスの減便などにより減少しております。

68ページを御覧願います。項2 小学校費は、43万3,000円を減額し、補正後の額を7,371万3,000円とするものでございます。事業実績に伴う執行残などのほか、新型コロナウイルス感染症対策事業といたしまして、小学校の改修、備品購入を追加しております。

70ページを御覧願います。項3 中学校費は、275万円を減額し、補正後の額を3,467万2,000円とするものでございます。事業実績に伴う執行残のほか、小学校同様、新型コロナウイルス感染症対策事業として消耗品購入を追加しております。なお、小学校費、中学校費の新型コロナウイルス感染症対策事業は国の補助金であり、年度内での事業執行が間に合わないため、全額を次年度に繰り越すものでございます。

72ページを御覧願います。項4 幼稚園費は、397万3,000円を減額し、補正後の額を5,032万6,000円とするものでございます。事業実績に伴う執行残などがございます。

74ページを御覧願います。項5 社会教育費は、315万7,000円を減額し、補正後の額を4,778万6,000円とするものでございます。事業実績に伴う執行残などがございます。

77ページを御覧願います。項6 保健体育費は、166万6,000円を減額し、補正後の額を9,185

万7,000円とするものでございます。事業実績に伴う執行残などのほか、学校給食センター運営経費で食器購入に伴う消耗品費の追加、転校生の増加により給食費無償化事業を追加などしております。

80ページを御覧願います。項7教育諸費は、79万8,000円を減額し、補正後の額を886万8,000円とするものでございます。事業実績に伴う執行残などがございます。

歳出についての説明は以上でございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。11ページをお開き願います。款1村税は、1,736万6,000円を追加し、補正後の額を6億8,032万7,000円とするものでございます。

項1村民税は、法人から過年度分の修正申告などにより増加しております。

項4たばこ税は、収入見込額の増加でございます。

12ページを御覧願います。款2地方譲与税は、794万1,000円を増額し、補正後の額を1億3,888万7,000円とするものでございます。

項2自動車従量譲与税は、収入見込額の増加などがございます。

款3利子割交付金は、16万1,000円を減額し、補正後の額を26万2,000円とするものでございます。利子割交付金の収入見込額の減少によるものでございます。

款4配当割交付金は、59万3,000円を追加し、補正後の額を149万4,000円とするものでございます。

13ページを御覧願います。款6法人事業税交付金は、292万円を追加し、補正後の額を732万円とするものでございます。

款7地方消費税交付金は、1,912万9,000円を追加し、補正後の額を7,815万5,000円とするものでございます。

款8環境性能割交付金は、200万円を追加し、補正後の額を1,106万4,000円とするものでございます。

款10地方交付税は、1億5,041万4,000円を追加し、補正後の額を22億8,992万6,000円とするものでございます。

14ページを御覧願います。款12分担金及び負担金は、414万8,000円を減額し、6,079万2,000円とするものでございます。

項1分担金は、道営事業分担金で実績見込みなどによる減少など。

項2負担金は、学童保育所の利用者実績による減少などがございます。

款13使用料及び手数料は、420万5,000円を減額し、補正後の額を1億2,845万円とするものでございます。老人保健福祉センターの臨時休館により施設利用者数の減少などがございます。

17ページを御覧願います。款14国庫支出金は、78万6,000円を減額し、補正後の額を11億4,572万1,000円とするものでございます。

項1国庫負担金は、各負担金の確定などにより減少しております。

項2国庫補助金は、都市空間情報デジタル基盤構築支援事業補助金、子どものための教

育・保育給付費交付金、出産・子育て応援交付金などによる追加でございます。

19ページを御覧願います。款15道支出金は、1,175万円を減額し、補正後の額を4億8,038万9,000円とするものでございます。各事業費等の実績に伴うものでございます。

23ページを御覧願います。款16財産収入は、302万5,000円を追加し、補正後の額を2,651万6,000円とするものでございます。物品売払い等による増加などでございます。

款17寄附金は、970万円を減額し、補正後の額を6,950万円とするものでございます。

24ページをお開き願います。款18繰入金は、1億3,669万5,000円を減額し、補正後の額を1億5,249万7,000円とするものでございます。各事業の実績に伴う繰入金の調整でございます。

款20諸収入は、301万7,000円を減額し、1億762万3,000円とするものでございます。各事業の実績に伴う減少でございます。

27ページをお開き願います。款21村債は、1,260万円を減額し、補正後の額を5億48万3,000円とするものでございます。各事業の実績に伴う借入額の確定でございます。

歳入についての説明は以上でございます。

続きまして、繰越明許費の補正につきまして、第2表、繰越明許費補正によりご説明いたします。6ページを御覧願います。繰越明許費補正については、記載されているとおりでございます。国庫補助金再配分に伴う事業費が増加いたしました都市空間情報デジタル基盤構築支援事業、汚水処理施設共同整備事業の負担金、農業振興補助金等の設備購入助成金、小中学校における新型コロナウイルス感染症対策事業の備品、消耗品費など各事業について追加しております。

続きまして、債務負担行為の補正につきまして、第3表、債務負担行為補正によりご説明いたします。7ページを御覧願います。債務負担行為の補正につきましては、記載されているとおりでございます。暴風雪被害再建整備資金利子助成金は、令和3年12月の暴風雪被害による農業用施設再建整備資金借入れに対する利子助成6件につきまして、令和5年度から令和28年度までの期間、限度額263万4,000円。酪農経営支援対策資金利子助成金につきましては、令和9年度から19年度までの期間、限度額125万7,000円を追加いたします。

最後に、地方債の補正につきまして、第4表、地方債補正によりご説明いたします。8ページを御覧願います。地方債の補正につきましては、記載されているとおりでございます。各事業の実績に伴い、一般単独事業債は補正後の限度額を370万円、辺地対策事業債は補正後の限度額を3億9,130万円、過疎対策事業債は補正後の限度額を6,790万円とし、補正後の合計額を5億48万3,000円とするものでございます。

令和4年度更別村一般会計補正予算（第11号）の補足説明につきましては以上でございます。

○議 長 お諮りいたします。

議案第19号 令和4年度更別村一般会計補正予算（第11号）の件につきましては、本会

議での質疑を3回までとする会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は、会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めることに決定しました。

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

5番、太田さん。

○5番太田議員 39ページ、款2総務費、目9住民活動費の説明欄(2)、協働活動経費の18番の一番下段の協働事業助成金なのですが、これ当初予算から50万円ついていて、まちづくりに関することかなと思うのですが、これ全額執行されなかったところを補足説明願います。

○議長 長 小野寺住民生活課長。

○住民生活課長 協働活動費の件なのですが、実は何件か当初から問合せはあったのですが、新型コロナの関係で人をなるべく集めることができないということで、最終的には取り下げて実施はできなかったと、そういう経緯があります。実際に問合せあったのは、正確ではないのですが、1件か2件ぐらいは実際あります。

以上ですが、結局今のコロナの状況を見て、やりたくてもできなかったというのが現実かなと考えております。

以上です。

○議長 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 36ページと37ページ、かぶるのですが、移住定住促進事業の関係で、減額されているということで、37ページにはわくわく地方生活実現政策パッケージ事業、これ国の施策で予算づけされていると思うのですが、これ昨年も多分実績ゼロということでございまして、国の予算措置がございまして、結構上げるということも大事なことですけれども、私が思うに移住、定住の関係については専任の、専任というか、基本的には地域おこし協力隊、専任を設置してということで、それらのPRも含めてということでいろんな部分仕掛けたいということでこの協力隊を設置し、かつ、いろんな部分でPRも含めて対外的な発信を強化するということをやっていたはずなのですが、基本的に私には、このわくわくパッケージも含めて、年度初めにどのような内容の部分で精査して、やはりわくわくプランをどういうふう具現化するかということ、それはある程度実行できるできないでなくて、やっぱり具体的な計画性を持って進めるというのは僕は大事だと思っています。残念だったのは、本当に申し訳ないけれども、2年間ありませんでした、ありませんでしたという部分。これは、ほかの事業というか、移住、定住の関係、いろんな部分で減額されています。正直言います、実績がなかなか伴って

いない。これ総体的に、やっぱり直すというのでなくて、しっかりそこを、移住、定住を
しっかりやっぱり促進するという強い思いがあるのであれば、もう少し具体的提案を持っ
て実施すべきだと思いますし、多分来年度の事業も関わってくると思うのですけれども、
その点の押さえ方ですね。改善もしてほしいし、どのようなことで進めるかという部分の
やっぱり改善策を持って説明していただかないと、これ、予算措置だけで終わるとい
うのは寂しいことなので、その点の考え方ありましたらご説明いただきたいと思いま
す。

○議 長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 ご質問いただきました、わくわく地方生活のパッケージ事業の減額の件
でございますけれども、ご指摘のとおり国の制度を活用して予算計上して、この間実績が
ない状況でございます。こちらの制度につきましては、国のほうの制度ということな
のですが、当然、村として東京圏から移住があった場合に、最大1人当たり300万円交付
されるという、当時の政権が用意をした制度を活用するというところでございます。こちら、
地元の企業が都会から人を受け入れるという登録をした企業に人が来た場合ということ
になっていまして、更別村は、現在も1件、登録されている企業と申しますか、もともと地
元の会社がございまして、そこに東京圏から従業員が来たときに、この制度対象になる
ということで予算の計上はしてきてございます。単純に条件がある制度なものですから、い
ろんな、どなたが来ても活用できるというものではないところから、制度に合致しない場
合については残念ながら執行はできないというようなことで減額をしているところでござ
います。来たときに予算がなければ対象にならないということもございまして、1件
分、毎年計上をさせていただいているようなところでございます。この制度を更別村も活
用していいよということについては、ホームページ等を通じて公表もしているところな
のですが、引き続き事業、制度が続く限り、村のほうでも活用できるものは活用して
移住、定住に結びつけたいと思っておりますので、引き続きこの制度の活用の強化も含め
てPRに努めてまいりたいと思っております。

あと、同じところに組まれております協力隊を移住定住支援員採用しておりますが、直
接的にこのわくわくパッケージ事業について関与はそれほどないような状況なのですけれ
ども、更別村独自の移住、定住施策としての取組を主にやっていたというところ
もございまして、このパッケージ事業は国の制度のPRという趣旨、また村独自で行
っているものは移住定住支援員を活用しながら行っている部分、いろんな移住、定住施策
を推進しているということでご理解をいただければと思います。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 私の拡大解釈なのかもしれないけれども、解釈の違うところあるのは、
これはもう許してください。

わくわく地方生活パッケージについて、今説明ありましたように、1件登録があつてと
いうことで、その受け入れる側の実態がどうなのかという、そういう部分があつて、なか
なか実現に向けてという話ししておりますけれども、基本的に、では地域おこし協力隊が

更別村のためのPRということの位置づけで活動しているというのであれば、この対策というのは、具体的にどこの課がどのような形で持っていくということで考えているのか。それでない、ただ登録件数が1件ありました。実態的に合いません。ニアミスかどうか分からないけれども、合いませんという形の中で、これは逆に国の制度だから、合ったときに対応するという。結局、はっきり言って受け身ですよ、完璧に100%。だけれども、そこにやっぱり計画性を持つということは、国の施策であろうが何であろうが、村の思いが入ってこない、これは実現もできないし、やろうとしていることが見えないということになりませんか。その分、やっぱり明確にどの分がどういうふうにするかという分のある程度パッケージを提案して予算づけて、それで、なおかつ地方移住の関係。2日前か、朝日新聞に載っていましたが、定住、移住したい一番は相変わらず静岡県なのです、ずっと。では、そういう分、地方に来るといっても、基本的に見ますと、やっぱり首都圏近辺、山陰、その辺なのです。やっぱり中心に定住、移住したい。その分のビハインドを北海道は負っているという部分で、やっぱり地方にどう目を向けてもらうかということを実際に我々考えていかないと、それは働くことも含めて、働く場所も含めていろんな面で複合的な要因がありますけれども、そういう面しっかり行政が発信するのだったら発信するという形でいかなければ、僕はいけないと思うのですけれども、その点やっぱり村の考え方というものが前面にあってしかりだと思えるのですけれども、その点の見解をもう一度お願いします。

○議長 長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 村の移住、定住に対する考え方ということも含めてということでございますけれども、先ほどと繰り返しになる部分もございしますが、村独自で移住定住支援員を雇用して、PRであったり、今年度につきましては南十勝での共同の取組という形で移住、今コロナ禍ということもありますので、なかなか都会から人を呼び込んで実際に見てもらうということが難しいというところから、オンラインツアーを行ったり、そういったことの取組も多々進めてきています。

また、かねてから進めております定住化促進住宅、こちらのほうの入居も活用もしていただいたりして、わくわくパッケージの成果が伴っていないところは反省しながら今後も進めていきたいと考えているところなのですけれども、ここは全額1件が来なかったから更別村に移住、定住が実績がなかったのではないかとこの部分に関しては、決してそうではないというふうにご理解をいただければなというふうに思っているところでございます。

村としても単独で行う部分、また有利な国の制度、そういったものを活用できるように体制を、予算措置を含めて体制を整えてまいりたいと考えているところでございまして、結果的になかったという部分に関しては反省をしながら、この事業のPR強化、そういったことも含めて取り組んでまいりたいというふうに思うところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 ちょっと誤解しないでください。私、わくわく地方生活実現政策パッケージ自体、地域おこし協力隊がどうのこうのでなくて、それはそれとしてやるべきだと思っていますし、こういうメニューがある中でどう開発していくのか、どう活用していくのかという思いがどこにあるのかということ、私は確認したかっただけなのです。ただ、その面からいくと、1件だけが登録しているということだけでなく、やっぱり数件、登録の、どこまで分からないけれども、協力してくれるか分からないけれども、そういう企業なりなんなりがバックアップ体制取ってくれてというものも含めた中で、対策が必要ではないかなと感じているので、その点の質問をさせていただいたのです。国の事業、国の事業と言っている、我々何かかにかアクションを起こさないと、そういう面での対策というのは一つ一つの提案でそれが積み重なってという部分があるので、僕は重く受け止めるというよりも、せつかくのパッケージを、こういう事業がせつかく提案されているのであるから、やっぱりもう少し有効活用を図るような努力をすべきではないかなと思っていますし、そういうPRも含めてという部分、国がこういう条件出しているからではなくて、我々としたらそれを受けるための何々、こういうものがあるよという部分の魅力ある発信ができればなと思っていますので、その点の発信の仕方が行政サイドでダイレクトにできないのであれば、やっぱり地域おこし協力隊の協力を得ながらという部分も加えて考えるべきではないかというご質問をさせていただきました。

以上です。

○議 長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 この事業について、取り組んでから数年たっているところもございまして、当初、地元商工会を通じた企業へのPR等も行ってきたところもございましてけれども、毎年プッシュがだんだん弱くなってきているところもあろうかと思っておりますので、先ほども述べさせていただきましたが、こちらのほうの活用の強化も含めて取り進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 37ページ、都市空間情報デジタル基盤構築支援事業ということで一応繰り越していることになっておりますけれども、以前いただきました全員協議会の資料の中でソーシャルベンチャー支援という中の事業項目の中に令和5年度に向けた取組の中に同じように、都市空間情報デジタル基盤構築、及び、ユースケース開発となっているわけなのです。それで、私たちソーシャルベンチャーがどのように設立され、今どのような仕事をしているのか。また、どのようにこういう事業を計画されて進んでいるのかも分からないし、今ここにうたわれている、今回予算計上されている事業とどのように連動しているのかの説明をお願いいたします。

○議 長 今野企画政策課参事。

○企画政策課参事 織田議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、ソーシャルベンチャーの設立の件に関しましてですけれども、2月の末日付で申

請のほうをさせていただきまして、今、法務局からの書類の審査の回答を待っているところでございます。

もう一点、デジタル田園都市国家構想の令和5年度の事業との関連性につきましては、データ連携の活用を今進めているところでございまして、こちらで補正予算で計上させていただいております事業、都市空間の関係、3Dプラトーの関係なのでございますけれども、実際にその3D化されたデータを活用して、農村地域の自動運転ですとかドローンの運行での活用といったときに、データ連携基盤を介して運行ルートの設定ですとか、そういったものを行わなければいけないということで、そういった形で双方向でデータを連携させながら事業の推進を図るということで、双方の関連事業ということで提案のほうを国にさせていただいているところでございます。

○議 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 これで行きますと、ソーシャルベンチャーはもう設立されているはずなのです、事業計画でいくと。それがまだ、取りあえずは総務省もありまして、されていないということなのですか。その辺をまず1点確認します。

○議 長 今野企画政策課参事。

○企画政策課参事 ソーシャルベンチャーのほうにつきましては、2月の末日時点で設立がされる。末日付で設立見込みですね、今の状態となっております。

(何事か声あり)

○議 長 今野企画政策課参事。

○企画政策課参事 末日付で申請のほうをさせていただいております、法務局からの回答を待っているところでございます。

○議 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 ちょっと歯切れ悪くてよく分からないのですけれども、取りあえずは法務局がうんと言わなければ、設立はされないということなのですか。

見込みで今まで事業を全て行っている。例えば、前回の、この間設立されましたあれも代表云々まで言われているのですから、私はてっきりもう設立されて仕事しているものと思ったわけなのです。その辺の解釈、私が間違っているのだろうか、それともまだ……。そうは言われても、実際は設立をまだされないで、そういう形で進んでいるのか、その1点をはっきりしていただきたいことと、もう一点は、この、今言われているようなことをきちんと進めてきていたのか。今、言った法務局から許可が出ないと設立できないとか云々という中で、このような事前に立派なスケジュール表を頂いている中で、この仕事をきちんとやってきていたのかどうかを、確認お願いいたします。

○議 長 今野企画政策課参事。

○企画政策課参事 法人の設立の部分につきましては、手続上の関係ですので、一定数時間が必要ということもあられるのですけれども、確かに申請までの手続が若干遅れたということとは事実でございます。

あわせまして、事業計画の推進の状況につきましては、既存の協議会がしっかりとその辺はフォローしている形になっておりますので、それをソーシャルベンチャーにうまく引き継げるように今準備を進めているところでございます。

○議 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 協議会は設立されているのですね。まず、そこを1点確認したいと思います。設立されて、役員構成云々、実際報告受けていないもので、そこは協議会がきちんと設立されているという解釈でまず1点いいのかと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議 長 今野企画政策課参事。

○企画政策課参事 更別村スーパービレッジ協議会を設立し、事業の推進を図ってきているところでございます。

○議 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 それで、今ははっきり言って、私は仕事は全然進んでいないように見えるのです。進んでいるかもしれません。私見ているのが間違っているのかもしれませんが、この計画的には既にもう9月からきちんとこういう事業に取り組んでいるはずなのに、いまだ何かあまりはっきりしたように見えないのですけれども、次の補助金の関係もあるのかもしれませんけれども、次年度に事業を繰り越しているというのは本当はもう今年出来上がってもいいような話でないでしょうか。

○議 長 今野企画政策課参事。

○企画政策課参事 今回の補正で提案させている中身でございますけれども、本来2か年事業で行うように計画を組んでいる3Dプラトーの事業でございます。今回国の補正が追加配分ということで更別村にされたことですので、翌年度、来年度、令和5年度行う予定であった事業の一部を今年度の事業として組み替えて、ただし3月ということですので、事業を完結することは難しいということで、来年度に繰り越して前倒しの分を事業を執り行うということで予算の組替えをさせていただいているところでございます。

○議 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 はっきり言って、よく分からないのですけれども、分かったことは5年の予定の事業が、前もって事業の一部が来てしまったと、来たと、ついたと。それで、もう3月だから、どのぐらい一生懸命やったか知りませんが、つくり上げられないので、次年度に繰り越すという解釈でよろしいのでしょうか。

○議 長 大野副村長。

○副 村 長 今回のこの事業につきましては、もともと令和4年度、令和5年度の事業計画でありました。令和4年度、国に対して申請をして、その分令和4年度の予算はついて、その事業については今進行しているとなっております。

一方で、令和5年度に予定していた事業につきまして、国のほうから5年度分の事業について前倒しで補助金をつけて実行しろということでの今回の補正予算でございます。ただ、先ほど今野参事が説明したように、3月、この時点で全ての事業を令和4年度にやれ

ることはちょっと難しいので、5年度に繰り越すということでございます。ですので、何か当初の計画から変わったかという、そういうわけでは、令和4年度、令和5年度の事業計画という意味合いでいくと、変わったところはございません。

○議 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 村長、計画どおり進んでいると言われましたのですけれども、何か見る感じでは協議会の設立等遅れたようだし、どうもそうは私の目には見えないのですけれども、私の目が曇っていたかもしれません。

○議 長 大野副村長。

○副 村 長 当初の事業計画自体、令和4年度の計画が多少遅れているというのは、そのとおりでございます。織田議員が持っている資料から若干計画等が遅れていて、ソーシャルベンチャーの設立が、大幅に遅れたというのはそのとおりでございます。現在ソーシャルベンチャーの設立については、法人登記等の手続を2月末で行いまして、現在登記の状況を今法務局のほうでやっているというところでございます。

以上でございます。

○議 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 今の、僕もソーシャルベンチャーのことで、遅れた要因というものはどのようなことになっているのでしょうか。

○議 長 今野企画政策課参事。

○企画政策課参事 法人設立の関係で諸条件がございます。例えばですけれども、今回更別村内の企業を幾つかの方に投資していただいて提案する部分で、金額等の設定と説明で若干時間を要してしまったというのが1つございます。

もう一つは、次のステップに向けて事業計画等を登記するわけですけれども、事業内容ですね。事業内容の中身につきましても、将来的なところを見越して、司法書士の先生といろいろと詰めさせていただいている中で、いろいろとアドバイスをいただいて、内容を精査するのに若干時間を要してしまったというところがございました。その2点でございます。

○議 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 そういったことで遅れているということは分かったのですけれども、その遅れに関して、この令和4年度に施行される仕事に弊害が出た部分というのは、主にどういった部分なのでしょうか。

○議 長 今野企画政策課参事。

○企画政策課参事 事業の推進におきましては、実際には、更別村スーパービレッジ協議会のほうで事業を推進しているところでございますので、法人登記による影響というのはないものと考えております。ただ、追加の出資等、これから法人の方々をもっと大きくしていくという、議会でも説明をさせていただいたところでございますので、そういったところでまた説明の時間が必要になってくるので、そういった法人が大きくなるというところ

ろでは、若干影響が出るかもしれないというふうに考えております。

以上です。

○議 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 本当は、予算で質問すればいいと思っているのですけれども、更別農業高校について若干質問させていただきます。教育委員会のほうで。

22年度、畜産危機、酪農危機で非常に農業状態が厳しい中で、今、恐らく生徒確保事業で122万円戻しますよと。ということは、生徒さんが予定しただけ入学されていないと。これ道立高校ですから、あまりこちらで質問する必要もないのでしょうけれども、今、具体的に更別農業高校の実態は、生徒さんの数はどうなっていますか。今年のことは確定していないでしょうから、その辺きちっと一回、本当は予算でお話ししようと思った。

酪農、畜産危機は、恐らくほかの高校もそうでしょうけれども、農業ついた高校は非常に嫌われているというか、集まらないというか、現状が。これ、農業の危機ですよ。だから、それを教育委員会なり、教育長さんもいますけれども、生徒集まらなかったからお金戻せばいいというのは分かりますけれども、確か、JAの若園組合長が会長で、校舎の改築やら修理には、毎年首長も含めてお願いに行っていて、それでやっとスタイルついてきたところで肝腎の生徒さんが。だから、最初に今の現状、在校生も含めて。入学生は確定できないでしょうけれども、まだ、確定できているのですか。その辺の話、教育委員会というのは、お金使わなかったから戻せばいいですよと、これすごく大事なことだと思うのですけれども、将来的に更別農業高校がどうなるか。本当は予算で聞こうと思ったのですけれども、まず最初に現状を話してください。

○議 長 小林教育次長。

○教育次長 更別農業高校の生徒数なのですけれども、令和4年度は95名となっております。おおよそ、1学年に30人強というような形でございます。

今回、更別農業高校の支援事業で減額いたしますのは、主にスクールバスと路線バスの事業のメニューの部分になっております。もともとスクールバスについては、算出上の人数が54名ということで考えておりました。そして、1日当たりのバスの運行料金、3台分になります。18万4,000円ということで算出をしております。

そこで、実績なのですけれども、1日当たりのバスの料金が17万6,000円ということで、1日で8,000円減額になると。これが大体約200日近くなるということになります。人数につきましても、最終的に62名ということで、乗車人数自体は増えております。人数が減れば、その分1人当たりの頭割りが増えまして、上限もつけておりますので、上限を超えた分は村で負担するよというようなルールでやってございましたが、人数を増えたことで、上限から超える分がなくなったという部分もありまして、スクールバスの部分で、おおよそ230万円、当初見込みより減額という形になっております。

また、路線バスも当初35名の予定で金額のほうを算出していたのですが、こちらは実績として18名になっております。学校のほうでもスクールバスの維持といいますか、運行の

ために路線バスからスクールバスのほうへの変換、移動といいますが、それについて働きかけをしていただいて、このような結果になってございます。

以上です。

○議 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 内容聞きましたら、ほとんどバスの減額ですね。もともとそういう約束で運行してもらって、理解していますけれども、減額は結構で、少ないところ、あといろいろ出していたですね。予算のときにもう一回聞きますけれども、危機感というのは教育長持っていますか、更高の維持に。道立高校ですから、私ら直接は関係しない。前にそういう質問したときに言われたのですけれども、もしお言葉あれば。

○議 長 荻原教育長。

○教育長 ただいま松橋議員から教育長として危機感があるかというお話でございます。

一時期に比べて、農業高校の入学生徒数はかなり減ってきております。先ほど次長からもお話ありましたとおり、現在の在校生徒、4年度につきましては95名ということでありまして。大体1学年30名程度ということで、これを下回らないようにこれからも頑張っていかなければならないのかなと考えておりますけれども、全道の高校の配置計画という会議があります。そこで私も意見を申し上げておりますけれども、ほかの普通高校の在り方であれば、2クラスあった学級数が1クラス、1学級になって、その後廃校にというような形のような流れにならないように、皆さん学級数の確保、非常に必死にやっております。更別農業高校については、一応職業高校ということもあって、普通科の高校と比べることにはなりませんけれども、いかにしても2クラスある中で30名ちょっとの人数という部分については非常に危機感を持っております。そういう意味で、今もずっと引き続き高校の支援はしておりますけれども、そういう部分の魅力のある学校づくりを常に心がけて生徒確保には努めていきたいなというふうに思っております。

それで、今年度、もう既に更別農業高校の入学試験も終わっておりますので、この入学試験を終えた生徒全員が仮にもし入ったとすれば、大体30名ちょっとの人数になりますので、従来くらいの人数になるのかなと思っております。教育委員会としても、この人数についてはこれ以上下回らないように、何とか頑張っていきたいなと考えております。

以上です。

○議 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 今、しっかり教育長からお話いただきましたので、本当に一つ大事なことは、高校から農業が衰退して生徒も習わないよと、畜産も酪農家も。そうなっていくと、将来的に少子化ですから、もちろん郡部の高校なくなっていくのはしょうがないとは言いませんけれども、その大事なところをフォローしていかなければ、更別村も恐らくはどんどんよそからの、他町村からの子どもたちで運営されているのでしょうけれども、非常にだからその辺を、首長も執行者も含めて、教育長も含めて、ただ単に生徒集まらないよというの、もちろんそうでしょう。努力は、それはいろんな面でしていかなければならな

いですよ。だけれども、その危機感というのをいつも持ってほしいというのは僕の質問です。今の言葉を聞いて理解はします。でも、厳しいところへ来ているという現実もあるということ、やっぱり日常思っしてほしいと。それで、こういう発言をさせてもらいました。

以上です。

○議長 長 荻原教育長。

○教育長 先ほど申しあげました全道の公立高校の配置計画の中で、全道市町村の教育委員会もそれに出席していろんな意見を申しあげております。

先ほど、議員が申しあげておりました農業高校としての必要性、それは私もその会議の中で申しあげております。岸田総理も食料自給率を上げるということで、それが一丁目一番地だというような話もされておりますので、その根幹である農業高校をなくすということは、これもあってはならないことでもありますし、その辺につきましては、これからもきちんと道のほうには伝えて、その辺の対応についてはきちんとしてもらえるように、これからも対応してまいりたいと思います。

以上です。

○議長 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 取りあえず乗合タクシーの関係の事業の内容について、補足説明を求めたいと思います。

36ページ、中ほどに乗合タクシーの運行費ということで、これは委託料ということで、当初計画が1,000万円強の事業計画を立てて、多少の微々たる委託料の減額はあるのですが、戻って26ページの収入欄に行きますと、乗合タクシーの事業精算金ということで187万2,000円の減額ということになっています。実態について、少し補足説明をお願いします。

○議長 長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 乗合タクシー運行事業の関係でございますけれども、歳出のほうの減額につきましては、年度当初の委託契約の見積りによる執行残ということになってございます。

歳入のほうの事業精算金の減額につきましては、この事業は利用者の収入のほか、運行事業者が国の交通の補助金収入を得られる仕組みでもともと構築しておりまして、これは乗合タクシー運行事業者が直接補助を受けることになっています。ただ、この乗合事業につきましては、村からの委託事業ということで、村から委託料で経費をお支払いしていますので、事業者のほうに国に補助金申請をしていただいて、その入った補助金を全て村に精算金として、その運賃と併せて精算をする仕組みで契約をしてございます。その分を当初予算で、令和3年10月から運行を開始して、今年度運輸の運行事業の補助金が、国の交通の補助金は10月スタートの9月締めという年度になっていますので、令和3年10月スタートして、昨年、令和4年9月までで4年度分の補助金としての初めての実績という形に

なりまして、当初予算組んだときには見込みで、この初年度の見込みとしてこのぐらいの補助金になるだろうということで、振興局とも当時打合せをしながら積算もしていたところなのですが、今年度実際に補助事業のほうの対象経費等、もろもろうちの運行状況を実際に運行始まったときの状況と照らし合わせたときに対象にならない時間数がかなり大幅に生じてしまいまして、当初予定していた国の補助金の金額が大幅に減額になってございます。その分の影響額として収入が大きく減っているという実態でございます。

具体的な時間数の数値は手元に今ないのでございますけれども、当初は乗合タクシー運行事業、村外のタクシー事業者さんが朝更別に来て、予約の入っている時間は当然運行して、予約が入っていない時間は更別村内で待機をしています。この待機している時間も当初含まれるというような形で調整をして確認をしてきたところなのですが、実際に運行していない待機時間は除けということに、補助対象外になってしまったものですから、この分が結構大きく影響しているというのが実態でございます。決して休んでいる時間が長いということではないのですが、結果的に補助対象から外れたということで大きく減額になってございます。新年度は、その減額になるというのを踏まえた金額で予算計上しておりますので、4年度の当初よりは少ない金額での予算計上となっております。

実態としては以上でございます。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 ちょっと残念というか、もう少し精査した中で計画立てないと駄目だなというふうに思いますので、その点もう一度しっかり組み直してください。新事業年度の計画案、審査させてください。

基本的に、私もう一度確認させていただきたいのですが、あくまでも計画あつての実施ですから、実質的にこの、途中から始まった、令和3年10月から始まったということの途中経過でしかないということもあるのですが、令和4年、ある程度の事業年数、事業というか期間たっていますので、まず計画に対して実績どうなのかという部分。いわゆる利用者、補助金どうのこうのじゃなくて、利用者がどういう状況なのかだけお知らせください。

○議 長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 乗合タクシーの運行の事業の実績でございます。

令和3年10月から令和4年2月まで、今運行しておりますが、令和3年度、10月から3月までですね、令和3年度で年度で区切りますと、合計で運行回数が211回、輸送人員が370人というような形になってございます。この運行回数というのは、日ではなく、1日何回か動いた人数ですので、実運行日数は89日となっております。これを1日当たりで輸送人員を割りますと、1日当たり4.2人、平均ですね。2.4回の運行で4.2人の輸送を行っているというのが令和3年度の実績でございます。令和4年度の4月から先月まで、2月までの実績でございますが、実運行日数は171日、運行回数は452回、輸送人員は782人ということで、1日当たり2.6回の運行で輸送人員は4.6人ということで、若干伸びてきつつはある

ということではございますが、これからもこの乗合タクシー運行事業、いろいろ見直し、いろいろなお話もニーズも聞いているところでございますので、改善する部分は検討を加えてまいりたいと思っておりますが、決して今の数字がよいと、よいというのか、十分な成果が上がっているということには受け取られないかもしれませんが、農村部と市街地のこの交通の問題というのはこれからますます大きくなると思っておりますので、このような仕組み、見直すべきところは見直してまいりたいと思っておりますが、必ず必要になってくる仕組みであるのは間違いないところでございますので、今後も運行のほうは継続をしながら見直すべきところは課題等、ご意見いただきながら事業を進めてまいりたいというところでございます。

以上です。

○議長 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 説明ありがとうございます。

今実績をどうなのかということでもうたので、その実績なのでしょうけれども、これは取りあえず費用対効果ということもないのでしょうけれども、ある程度やっぱりそれだけの毎年委託料としての1,000万円近くこれからも計上していくという形になりますので、ある程度やっぱり利用者負担も含めて自分の負担、あるいは利用拡大という部分が根底になれば、それは委託するという形の部分、丸々村が財政負担するというわけにいかないという部分ありますので、その点どのような計画を持って進めるのか。今、4年度計画、人数どのぐらい想定しているのかという部分。今、満足できないという部分、どうなのかというのは私もまだ精査していないので分からないので、評価しようがないのだけれども、最終的に1日当たりどのぐらいの人数を予定しているのか。どのぐらいの利用者を見込んだ中での計画樹立でいくのか、今後の対応も含めてということで、もし説明できるのだったらお願いしたいと思います。

○議長 長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 計画といいますか、新年度当初予算、この後、本定例会でご審議いただくようになるかと思っておりますけれども、そちらのほうの積算は、実績に応じた形で積算はさせていただいているところでございます。今当初予算の資料、手元には持ってきてございませんので、1日何人で計算して収入を見込んでいるかとかという具体的なところは今お答えできませんが、当初このデマンド交通を始めるに当たって、実証運行をしております。そのときの利用者、夏と冬と2回実証、テスト運行をした結果、おおよそ6人、1日当たり6人平均のご利用だったかなというふうに記憶しておりますので、ベースとしては、おおむね6人ぐらいの人数で事業費の積算であったり計画はスタートしてございます。先ほどお伝えしたとおり、今4.6人。3月の実績、まだ出てございませんけれども、年間4.6人ということでございますので、1.4人ほどまだ当初の計画していたものよりは利用が少ないというような実態でございます。今後も利用の方法についても、ご利用数も一定数伸びてきているところではあるのですけれども、当初2年前に登録をしていただ

いて、登録だけしていただいている数というのは260件ほどあるのですけれども、実際に利用されて乗っている方というのはぐっと少なくなっている状況です。取りあえず登録だけはしておいて、必要になったら使いたいというニーズで受けているのですけれども、2年ほど前に登録をいただいているので、今使いたくなかったときに使い方をやっぱり忘れられたりしている方が多数いらっしゃるしまして、改めて、登録は終わっているのですけれども、そのときに説明した内容を改めてまた資料を使ってご説明をしたりだとか、丁寧に対応しているところがございます。そういったことで利用者も若干ずつ伸びてきているというのは、もともと使うニーズはあって登録はしているけれども、使っていなかった方々が使い始めてきているというようなことで、これはこの後も伸びていくものかなというふうに想定をしているところがございます。一足飛びに計画の6人までの実績をというよりは、実際に足の問題で困っている方々を丁寧に拾い上げて、サービスの利用につなげてまいりたいというふうに考えているところですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 説明ありがとうございます。

もう一点だけ確認させてください。2点ほど。まず、補助の関係で取りあえずタクシーをお願いして、そして待機時間もカウントしながら計画を立てたけれども、待機時間は補助の対象外だというふうに今説明いただきましたけれども、これがまず対応というか、その対応の待ち時間、どういう形になっているのかという部分をまず1点説明ください。

それと、今、令和5年の新事業計画に対する、積算して6人程度ということの計画になるのでないかという説明を受けたのですけれども、実質的には令和3年から始まっているので、令和4年の計画もあったはずですね。令和4年度の計画として、1日当たりどのぐらいを計画していたのか、その分も説明いただければと思ひます。お願ひします。

○議 長 暫時休憩いたします。

午後 2時47分 休憩

午後 3時00分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

本内企画政策課長。

○企画政策課長 お時間かけて、大変申し訳ございませんでした。

令和4年度当初の乗合タクシー事業の精算金につきましては、利用者の運行量としましては1日当たり5回という乗車回数で計上、計算をしております。実績では4.6という、先ほどお伝えしたのですけれども、補正予算段階での積算でこの5回を下回っている部分を計算して反映しております。また、地域内フィーダー系統（維持費）国庫補助金、これが実際の補助金の名前なのですけれども、こちらについては、当初予算上では256万9,000円、いろんちよっと複雑な計算方法があるものですから、合計額として256万9,000円を

見込んでいたところですが、今般10月末での金額の精査の段階で79万8,000円と。こちらが177万1,000円の減額になったところでございます。それと、利用料の分で10万1,000円の減額ということで、合わせて187万2,000円の収入の減という積算になっているところでございます。

以上です。

○議長 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 ありがとうございます。

基本的に乗合タクシー、今後とも必要ということで、私も認識しております。今後利用拡大に向けて、新事業年度以降、それが反映されるべく努力していただきたいというのは、これはもうみんなの思いだと思いますので、その点をよろしくお願ひしたいと思います。

この分、実績で私はマイナスになったからどうのこうのと指摘するわけじゃなくて、やっぱり利用者負担も含めてという部分、多分そういう話題に次入ってくると思うので、これを実際に村がその分を負担するという形でいくのかという部分ですね。やはり利用拡大というのは足をやっぱり確保してあげるというのは、これは本当に誰も異論がないと思いますし、利用者も増えると思います。その点を含めて、多少のマイナスがあっても、やっぱり村の負担で実施するという形でお願ひをしたいし、ある程度は利用者の多少の負担も致し方ないという部分も含めて十分説明をしていただいて、今本内課長から説明いただいたように、2年前の登録だということはあるので、まだまだ利用拡大も含めて、何かもう少しアクション起こしていく必要もあるかなと思いますので、せっかくいいシステムつくろうとしているので、何とか前向きに、そして利用拡大を図れるように。それが多少村の財政負担になったとしても、僕はこれはいいことだと思っていますので、ぜひともその点の強い意思で進めていただきたいというふうに思います。お願ひします。

○議長 長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 ご意見承りましたので、そのように進めてまいりたいと思います。

ただ、やっぱり赤字ありきというふうには村も決して考えてはございませんので、やみくもに利用料の値上げを考えると、そういうことではなく、困った人方のためにどこまで村として公費を使いながら事業ができるのかというところを慎重に考えながら、また有利な財源については積極的に活用しながら事業を継続してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 僕は、ちょっと視点を変えまして、今の実績云々聞いていると、やはり利用者が限定されているのではないかなというところもあたりだとか、果たして本当にこの利用人数で1,000万円かける価値があるのかというところも、もう1年半使って、これから総合計画でも来年、再来年と事業を計画していく中で、本当に必要があるのかというところにも立ち返らなければいけないかなと思っているのです。もしかこの1,000万円があるのであれば、タクシー補助という形で高齢者にお金を渡すほうがたくさんの方が利用し

てくれますし、限定されないで、ああ、そうか、このお金はこのように使えるのだということたくさんの方が利用してくれるというメリットが1点と、あとはサラリを使って、その移動のサラリの金額に補助してくださいねという形で、どうしてもサラリだとボランティアの感覚で200サラリとか300サラリとなっているので、その辺を、ではある程度大きなサラリに、何千サラリなのか分からないですけれども、そういうふうにして補助していくほうが村内のお金の循環も広まるし、利用者も気兼ねなく電話をして、時間に応じてではなくて、割と短い時間、待ち時間なしにたくさんの方が利用できる方法になると思うのですけれども、事業、3か年というある程度の計画を立てていた中で、こういった見直しをすることはどうでしょうかという提案になってしまいますのですけれども、検討はいかがでしょうか。

○議 長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 貴重なご提案ということで承っております。

この事業、令和3年10月にスタートしたところなのですが、その以前に補助金を使って実証運行、先ほどもお答えしましたが、ですとか、様々な協議、検討を重ね、調査、アンケートを実施だとか、そういった取組を踏まえた結果、このスタイルが選択をされ、地域の公共交通の協議会の中でもご承認をいただいているという形で事業構築して、まだ1年半ほどの実績というようなところでございます。

当然、採算が取れる事業でないことは当初から想定がされてございまして、1,000万円のうち300万円ほどが利用収入と補助金で賄えるという当時のシミュレートが、補助金が大幅に減額になったことから、村の負担割合がちょっと大きくなっているというのが現状というところでございます。今後、この部分の経費をどのような形で埋めていくかというのは、先ほど安村議員の答弁にもお答えしましたとおり、いろいろなことを収入が得られるものに関しては積極的に活用しながら、また運行の経費の削減等も含めて、やみくもに利用者の方の負担を上げるということはなかなか難しいところもございまして、そこは慎重にしていきたいなど。まだ1年半の実績でございまして、慎重に考えていきたいと思っております。

また、同じ村の負担をするならというようなご提案もいただいたところなのですが、こちらについても一つの方法ではあるかなというふうには受け止めてはございます。ただ、そのほうが皆様方にとって本当に利用しやすいのか、タクシーも村内には現状タクシー会社がないという実態で、仮にこういうサービスを村が行うことでタクシー会社の誘致がなかったとしても、恐らく配車されるのは1台もしくは2台配車されるかは非常に難しいのではないかと考えておまして、1台が帯広に出かけていると2時間誰も使えない。当然そういったようなことになる。一般のタクシーなので、当然村外にも行けると思いますが。その際にかかるお金も往復で、村外まで行けば四、五千円はかかってしまうのかなというふうに思われます。それらを村が全額負担しますよということになったときに、果たして見合った金額だけで事業が展開できるのかということも検討の余地はあるのかなと

いうふうに思っていますので、またサラリのほうについては、これは有償運送はできない形になっていますので、無償の形のボランティアに謝礼としてのサラリという仕組みでぎりぎりの線の事業を行っているというふうな認識はしています。

人の輸送に関しては、法律で厳しく規定が設けられているところをごさいますて、かつて村でもスーパーシティの手挙げをしたときには、いわゆる不適切というのですか、白タクというものを地域住民の中の交通体系というものも提案をしたところですが、やはりそれは認可がされないというような実態、非常に法律のハードルが高い中で限られた規定の中でより良いサービスをとるところで現在のものを選択したところではごさいます。ですので、あとは利用者が少ないのではないかと、限定されているということに関しましては、このサービスをそもそもスタートの発端になった部分といいますか、については、農村部でお困りの方々がいらっしゃる。当時回っていた村民バスでは、なかなか利用がしにくいとか、そういった方々に対して玄関までお迎えに行く仕組みが必要であるというところからスタートしてごさいます。ですので、そういった方々が皆さん全てではないものから、当然その人は毎回のように使われるのです。これは、当然そのための事業でもありますので、必要性の低い人は、何らかの手段がある方は使ったり使わなかったりということになってしまうのは、それは当然のことなのかなというふうに認識はしてごさいます。ただ、使いたくても使えないという方については、これはもう取りこぼしですので、そういったことがないように、拾い上げていく必要があるのかなというふうには思てごさいます。決して今後もその特定の人方のためだけのサービスというふうな認識はしてごさいませんので、冒頭最初のご質問のときにもお答えしましたとおり、これから農村部で生活する上でどんどんそういった方々が増えていくであろうということは想定されますので、そういうところも見据えて今から取り組んでいるということなので、うまくといえますか、そういった方々の需要が増えれば村の負担も若干は減っていくのかなというふうに思てごさいます。当初はやはり利用者が少ないところからの発信というふうなのはある程度やむを得ないのかなと認識はしてごさいます。ただ、赤字については極力少なくしていく努力は続けてまいりたいというのは先ほどの繰り返しになりますが、そのような考えで、ご意見として今後の検討材料にしていきたいと思てごさいますので、よろしくお願いたします。

○議 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 課長の今の答弁、理解いたしました。

取りこぼしという面に関して、どうしても何時までに予約しなければいけないとか、やはり高齢者の方って電話したらすぐ来てほしいとか、待てないとか、前もって予約するとか、そういうことが苦手な人も多いということも耳にしていたものなので、ご意見させていただきました。今後とも検討を続けていただければと思ております。

○議 長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 そういったご意見もあるということで、その辺りも含めまして、今後の

事業展開に努力してまいりたいと思います。

○議 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 83ページ、84ページの時間外勤務手当についてお伺いいたします。

今年は、204万5,000円補正上がっていますがけれども、昨年度を見ますと、補正後の時間外手当が1,365万1,000円、今年度は1,685万5,000円増えていますよね。これは、私よく分からないのですが、単純に時間数が増えたのか、それとも各職員さんの、これ管理職は入っていないと思うのですが、管理職以外の方の時間外手当というか、残業が多くなったのか、その辺をまずお伺いしたいと思います。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 時間外勤務手当の補正後の額がここまで増額しているのは、もともと職員のいただく給料の昇給分だとか、そういうことも反映されてはいますけれども、ここまで増えるのは業務が増えていって時間外勤務している時間が増えていると、そういうことになっています。

○議 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 ということは、やはり前年度も結構増えて、それ以上に本年度も。前年度の場合は、補正後で1,300万円、今年は一千万何ぼで、既にもう大幅に増えていますよね。前年度の計画では1,100万円の計画だったのに、今年には既に1,400万円の補正前の計画で1,600万円になっているということは、今年で200万円、去年も結構増えていると。2年にわたって、それだけ職員の皆さんの時間外労働で負担をいただいているということと解釈しますし、また近年遅い時間帯、役場の周り、あるいは職員、教育委員会、あるいはいろんなところを回ってきますと、遅い時間まで結構電気がついているというか、職員の方は残業されていると思うのです。これほどに職員の方に負担を強いるぐらいの仕事が増えてしまったのかということを考えるときに、やはり労働基準法とかいろんな問題もあると思いますので、その辺を管理職というのですか、執行者としてどのように考えているか、お伺いしたいと思います。

○議 長 大野副村長。

○副 村 長 残業が増えているというのは、そのとおり事実でございます。

何で増えているのかと、いろんな業務、新たな業務も加わったりしておりまして、職員の方に負担かけているというのはそのとおりでございます。なるべくこちらのほうといたしましては、業務の平準化であるとか、そういったところを図っていきたいというふうには考えておりますけれども、なかなか難しいところもあるというのはご理解いただければと思います。

なるべくそういう意味で、やれる業務とやれない業務を仕分けして負担を減らしていきたいというのが1つ。また、今取り組んでおります業務のデジタル化、そういったところを使ってなるべく業務の効率化を図っていきたいというふうには考えております。いずれにしても、今過渡期のところで職員の方に負担かけているというのはそのとおりでござ

いますので、そこは何とか平準化していきたいというふうには考えております。

○議 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 これ、次年度の予算にも関係するか知りませんが、今年もかなりの退職される方がおられると。ということは、やはり職員の方にしてみれば、働きやすい職場でないというか、皆さんかなりの負担を強いて仕事をしていると思うのです。職員の皆さんがですよ。村長、今、首を振られましたけれども、職員の皆さんは大変つらい思いして仕事をしていると思うので、やはりその辺をきちんと改革していかないと、今後の採用、あるいは職員の仕事に取り組む情熱、いろんな部分に影響してくると思いますので、その辺はやはりもう一度しっかり、今、副長が言われたようにしっかり取り組んでいかないと、これはやはり大きな問題になる可能性もあると思いますので、その辺をよく考えていただきたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 今、織田議員さん、お話ありましたけれども、退職と、その業務の過重というのですか、それは直接は関係ございません。いろんな改革もしておりますし、いろんな形で職場を離れるという方もおられますけれども、それは様々な事情を抱えておりますので、ここでそれを議論するということは個人情報にもなりますし、個人の権利の侵害にもなりますので、そこは差し控えさせていただきたいというふうに思います。

ただ、業務が増えているということは現実ですので、私も職員団体と話を進めてきて、定員を増やしていただくということで議会の承認を得ました。やっぱり人工が足りないというところもあるのです。だから、その部分をしっかり増やして業務を効率的に、あるいは人数を増やしてやってもらおうと。今年度は、執行している職員が2人いまして、やっぱりその部分も職務超過になっているということは、本当はそれはあるということも感じておりますので、定数の改善、そして職務内容の見直し、そして今副長が言いましたようにデジタル化によって、やはり効率化していくということについて、本当に過渡期ということで、やっぱり大変な状況でもありますがけれども、その部分はしっかり私としても受け止めていますので、その部分については織田議員さんご指摘のとおり改善して、前に組織的にも進んでいきたいというふうに考えております。どうぞご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 今、村長がしっかり取り組んでいくという話でしたので、少しでも早い時期に役場が働きやすい職場になるように取り組んでいっていただきたいと思います。

○議 長 一般会計補正予算、質疑ありますか。よろしいですか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで討論を終わります。

これから議案第19号 令和4年度更別村一般会計補正予算(第11号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第25 議案第20号

○議長 長 日程第25、議案第20号 令和4年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第6号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第20号 令和4年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第6号)の件であります。

第1条としまして、事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,792万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,072万1,000円とし、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ160万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,663万5,000円とするものであります。

最初に、事業勘定の歳出からご説明を申し上げます。10ページをお開きいただきたいというふうに思います。款1総務費は、35万9,000円を減額し、補正後の額を614万1,000円とするものであります。

項1総務管理費、目1一般管理費、説明欄(1)、総務一般事務経費は、普通旅費、共同電算処理委託料の執行残による減額であります。

項3運営協議会費、目1運営協議会費、説明欄(1)、国保運営協議会運営経費は、新型コロナウイルス感染症の影響による研修、視察費用の減などで17万8,000円の減額であります。なお、14ページに給与費明細書を添付しておりますので、ご参照をお願いいたします。

款2保険給付費は、1,928万6,000円を減額し、補正後の額を2億6,007万8,000円とするものであります。

次に、11ページをお開きください。項1療養諸費、目1療養給付費、説明欄(1)、療養給付費は、支出見込額の減で1,611万5,000円の減、目2療養費、説明欄(1)、療養費は、支出見込額の減で17万7,000円の減。

目3審査支払手数料、説明欄(1)、審査支払事務経費は、支出見込額の減で6万円の減額であります。

項2高額療養費、目1高額療養費、説明欄(1)、高額療養費も支出見込額の減で293万4,000円の減額であります。

12ページにまいります。款5保健事業費は、69万1,000円を減額し、補正後の額を1,345万2,000円とするものであります。

項1特定健康診査等事業費、目1特定健康診査等事業費、説明欄(1)、特定健診・特定保健指導事業は、支出見込額の減で46万円の減額であります。

項2保健事業費、目1保健衛生普及費、説明欄(1)、国保ヘルスアップ事業は、支出見込額の減で23万1,000円の減額であります。

款7諸支出金は、241万円の増額でありまして、説明欄(1)、直営診療施設勘定繰入金は、調整交付金申請額により、へき地診療所分を増額するものであります。

次に、歳入にまいります。8ページをお開きください。款3道支出金、項1道負担金、目1保険給付費等交付金、説明欄にまいりまして、普通交付金は保険給付費の支出見込みの減により1,928万6,000円の減、特別交付税はへき地診療所分の交付金配分額の増で194万6,000円の増額であります。

款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、節1保険基盤安定繰入金は、未就学児均等割保険料繰入金で93万6,000円の減、節2その他一般会計繰入金、事務費対象分及び特定健康診査等事業分で47万6,000円の減額であります。

項2基金繰入金、目1基金繰入金は、財政調整基金繰入金で93万6,000円の増額であります。

続いて、9ページにまいります。款7諸収入、項2雑入、目1雑入は、説明欄、特定健康診査受診料は11万円の減額であります。

次に、診療施設勘定の説明にまいります。歳出からご説明をさせていただきます。21ページをお開きいただきたいというふうに思います。款1総務費は、330万9,000円を増額し、補正後の予算額3億254万6,000円とするものであります。

項1総務管理費、目1一般管理費、説明欄(1)、総務管理経費は、19万2,000円の減額であります。職員11人分の人件費で、今後の支出見込額を勘案し、減額するものであります。なお、24ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、ご参照をお願いするものであります。説明欄(2)、総務一般事務経費は、760万5,000円の増額であります。節4共済費から節18負担金補助及び交付金は、執行残の減額であります。節26公課費、続いて22ページに行きます。消費税は、平成29年度から令和3年度までの国民健康保険特別会計の消費税期限後申告による納税額を計上しております。説明欄(3)、診療施設維持管理経費は、54万4,000円の減額であります。主なものは、節10需用費、国保診療所燃料費において執行残を減額し、光熱水費において電気料金高騰により16万円を増額しているものであります。説明欄(4)、診療施設改修事業、(5)、フルタイム会計年度任用職員給与等は、主に執行残の減額であります。

款2医業費につきましては、170万3,000円を減額し、補正後予算額4,318万3,000円とす

るものであります。

項1 医業費、続いて23ページにまいりますけれども、目1 医療用消耗器材費、説明欄(1)、医療用資材購入経費は、発熱外来患者に使用するコロナ抗原検査キットなどの資材使用料の増により81万円を増額しております。

目3 医療管理費、説明欄(1)、医療管理事業経費は、執行残の減額であります。主なものは、節12委託料、検査委託料におきまして、コロナの検査がPCR検査中心から抗原検査中心となったため125万5,000円を減額しております。説明欄(2)、医療機器借上経費は、執行残の減額であります。

目5 医療用機械器具費は、財源振替であります。

項2 給食費、目1 給食費は、入院患者の食事見込み数の減から、73万7,000円を減額しております。

次に、歳入にまいります。17ページをお開きいただきたいと思います。款1 診療収入は、4,001万3,000円を増額し、補正後の予算額2億2,312万6,000円とするものであります。

項1 入院収入は、診療報酬の収入状況を鑑み40万9,000円を増額し、補正後の予算額3,281万7,000円とするものであります。

項2 外来収入は、4,057万9,000円を増額し、補正後の予算額1億6,427万9,000円とするものであります。当初の見込みより外来患者数が増加していることと、新型コロナウイルス感染症の流行による加算点数による増額を見込んでおります。

続きまして、18ページにまいります。項3 その他の診療収入、目1 諸検査等収入、説明欄、各種診断料は、各種診断料収入見込額の増から38万9,000円を増額しております。各種予防接種診断料は、インフルエンザ、肺炎球菌ワクチンの接種見込み人数の減により73万円を減額しております。住民検診料は、高齢者健診見込み数の人数の減により63万4,000円を減額しております。

款2 使用料及び手数料は、10万9,000円を増額し、補正後の予算額を144万1,000円とするものであります。主なものは、項1 使用料、目1 使用料、説明欄、自動車使用料において収入見込額の増により13万2,000円増額しております。

款3 国庫支出金は、5万5,000円を減額し、補正後の予算額を858万4,000円とするものであります。医療機器購入費が確定したことによる減額であります。

続きまして、19ページをお開きください。款5 繰入金は、3,963万5,000円を減額し、補正後の予算額1億1,729万1,000円とするものであります。

項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金、説明欄、一般病床分、救急病床分、その他運営補てん分は、診療所会計の収支の均衡を保つよう、それぞれの額を調整しております。

項2 事業勘定繰入金は、診療所運営費に対する交付金申請に係る入院日数の増により241万円を増額しております。

款7 諸収入は、48万2,000円を増額し、補正後の予算額151万2,000円とするものであります。主なものは、項1 雑入、目1 雑入、説明欄、各種診療業務収入におきまして、中札内

村診療所におけるコロナワクチン接種に医師を派遣し、協力することに対する保証料として42万6,000円を増額しております。

款8村債は、320万円を減額し、補正後の予算額1,030万円とするものであります。来年度に行う診療所増改修に係る設計委託料確定により減額するものであります。

続きまして、20ページにまいります。款9道支出金は、389万2,000円を皆増するものであります。

項1道補助金、目1総務費補助金、説明欄、感染症病床確保促進事業補助金は、新型コロナウイルス感染症に罹患した入院患者の病床確保に対する補助が受けられることとなり、369万2,000円を増額しております。医療・介護・障がい施設等物価高騰対策支援金につきましては、電気料金高騰の影響を受けている医療機関等に対し交付されるもので、20万円を増額しております。

5ページをお開きください。第2表、地方債補正であります。過疎対策事業債の限度額を診療所増改修に係る設計委託料確定により320万円減額し、補正後限度額を1,030万円とするものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第20号 令和4年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第6号）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第26 議案第21号

○議 長 日程第26、議案第21号 令和4年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第21号 令和4年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2

号) の件であります。

第1条として、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ58万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,862万2,000円とするものであります。

初めに、歳出から説明を申し上げます。6ページをお開き願いたいというふうに思います。款1総務費は、10万2,000円を減額し、補正後の額を76万8,000円とするものであります。

項1総務管理費、目1一般管理費、説明欄(1)、総務一般事務経費は、4万2,000円の減額で、普通旅費の執行残を減額するものであります。

項2徴収費、目1賦課徴収費、説明欄(1)、賦課徴収事務経費は、5万2,000円の減額で、普通旅費、消耗品費のそれぞれの執行残を減額するものであります。

目2滞納処分費、説明欄(1)、滞納処分事務経費は、8,000円の減額で、普通旅費の執行残を減額するものであります。

続いて、7ページにまいります。款2後期高齢者医療広域連合納付金は、48万7,000円を減額し、補正後の額を5,750万4,000円とするもので、保険料の減額に伴う納付金の金額であります。

続きまして、歳入にまいります。5ページをお開き願いたいというふうに思います。款1後期高齢者医療保険料は、48万7,000円を減額し、補正後の額を4,358万8,000円とするものであります。

項1後期高齢者医療保険料、目1特別徴収保険料は25万6,000円の減額、目2普通徴収保険料は23万1,000円の減額で、調定実績に基づいて調整しております。

款2繰入金は、36万4,000円を減額し、補正後の額を1,413万2,000円とするものであります。

項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金36万4,000円の減額は、歳出、総務費の事務費の執行残に伴う減額であります。

款5国庫支出金、項1国庫補助金、目1総務費国庫補助金は、26万2,000円を追加し、補正後の額を25万2,000円とするもので、被保険者証の交付経費が増えたことにより特別調整交付金の増額によるものであります。

以上、ご提案申し上げます、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

(何事か声あり)

○村 長 訂正させていただきます。

款5の国庫支出金、項1国庫補助金、目1総務費交付金は、26万2,000円を追加し、補正後の額を25万2,000円と申しあげましたけれども、補正後の額は26万2,000円でありました。訂正しておわびさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。
これから議案第21号 令和4年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第27 議案第22号

○議 長 日程第27、議案第22号 令和4年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第4号)の件を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第22号 令和4年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第4号)の件であります。

第1条として、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,045万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,828万4,000円とし、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ249万3,000円とするものであります。

まず初めに、事業勘定の歳出からご説明を申し上げます。11ページをお開き願いたいというふうに思います。款1総務費は、58万1,000円を減額し、補正後の額を445万1,000円とするものであります。

項1総務管理費、目1一般管理費、説明欄(1)、総務一般事務経費は、10万8,000円の減で、普通旅費の執行残によるものであります。

項3介護認定審査会費、目1認定調査費、説明欄(1)、認定調査等経費は、5万8,000円の増額であります。

目2認定審査会共同設置負担金、(1)、認定審査会共同設置負担金は、53万1,000円の減で、南十勝介護認定審査会負担金は人件費の減額によるものであります。

款2保険給付費は、1,105万円の増額で、補正後の額を3億2,779万6,000円とするものであります。

続きまして、12ページにまいります。項1介護サービス等諸費、目1介護サービス等諸費、説明欄(1)、介護サービス等諸費は、1,808万6,000円の増額で、各給付費の給付実績

に基づき増額をしております。

項2 介護予防サービス等諸費、目1 介護予防サービス等諸費は、483万4,000円の減額でありまして、各給付費の給付実績に基づき減額をしているものであります。

項4 高額医療合算介護サービス費、目1 高額医療合算介護サービス費は、51万4,000円の減額で、給付費の給付実績に基づき減額をしております。

続いて、13ページをお開きください。項5 特定入所者介護サービス等費、目1 特定入所者介護サービス費は、168万8,000円の減額で、給付実績に基づき減額をしております。

款3 地域支援事業費は、120万8,000円の減額で、補正後の額を5,401万3,000円とするものであります。

項1 介護予防・日常生活支援総合事業費、目1 介護予防・生活支援サービス事業費は、給付実績により16万3,000円を減額するものであります。

目2 一般介護予防事業費は、17万2,000円の減額で、節1 報酬は事業の開催回数の減による減額、節18、一般介護予防事業交通費助成金は利用者実績の見込みにより減額しております。

項2 包括的支援事業・任意事業費、目1 総合相談事業費5万6,000円の減額は、執行残によるものであります。

続きまして、14ページをお開きください。目2 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は、社会福祉協議会派遣職員、フルタイム会計年度任用職員及び職員人件費におきまして6万4,000円を減額するものであります。なお、職員の人件費については、17ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

目3 任意事業費32万8,000円の減額は、説明欄(1)、家族介護支援事業で3万9,000円の増額。続いて、15ページにまいります。(2)、任意事業では、36万7,000円を減額しております。

目4 在宅医療・介護連携推進事業費は、13万2,000円の増額であります。

目5 生活支援体制整備事業費は39万9,000円の減額、目6 認知症総合支援事業費は15万8,000円の減額で、それぞれ新型コロナウイルスの影響による執行残であります。

続きまして、16ページにまいります。款4 基金積立金119万4,000円を追加し、補正後の額を236万4,000円とするもので、サービス事業勘定から繰入金、余剰分などを積み増しするものであります。

続きまして、歳入の説明をいたします。7ページをお開きください。款1 介護保険料は、30万5,000円を減額し、補正後の額を6,876万5,000円とするものです。第1号被保険者保険料の減額によるものであります。

款2 使用料及び手数料は、4万9,000円を追加し、補正後の額を10万8,000円とするもので、介護予防手数料の増額によるものであります。

款3 国庫支出金は、1,559万5,000円を追加し、補正後の額を1億1,247万2,000円とするものであります。

項1 国庫負担金、目1 介護給付費負担金は、398万6,000円の増額でありまして、交付決定額の増額によるものであります。

項2 国庫補助金、目1 調整交付金は、1,116万8,000円の増額で、変更申請による増額であります。

続きまして、8ページにまいります。目2 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、49万円の増額でありまして、交付金配分率の増額によるものであります。

目3 地域支援事業交付金（その他事業）は、4万9,000円の減額で、変更申請による減であります。

款4 支払基金交付金は、92万円を増額し、補正後の額を9,036万6,000円とするものであります。

項1 支払基金交付金、目1 介護給付費交付金は、107万8,000円の増額で、変更交付申請による増であります。

目2 地域支援事業交付金は、15万8,000円の減額で、変更交付申請による減であります。

款5 道支出金は、205万4,000円の増額で、補正後の額を5,303万3,000円とするものであります。

項1 道負担金、目1 介護給付費負担金は、207万8,000円の増額で、変更交付申請による増額であります。

項2 道補助金、目2 地域支援事業交付金（その他事業）は、2万4,000円の減額でありまして、これも変更申請による減額であります。

続きまして、9ページにまいります。款7 繰入金は、783万7,000円を減額し、補正後の額を6,329万4,000円とするものであります。

項1 一般会計繰入金、目1 介護給付費繰入金は、137万6,000円の増額で、歳出の介護給付費の増額によるものであります。

目2 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、2万3,000円の減額で、歳出の介護予防・生活支援サービス事業費が減額したことによるものであります。

目3 地域支援事業繰入金（その他事業）は、13万1,000円を減額するもので、事業費の減によるものであります。

目4 低所得者保険料軽減繰入金は、19万8,000円を増額するもので、軽減対象者の増加によるものであります。

目5 その他一般会計繰入金245万7,000円の減額でありまして、事務費繰入金の58万1,000円の減額は事務費対象分の減、その他一般会計繰入金の187万6,000円の減額は包括的支援事業・任意事業の減によるものであります。

項2 基金繰入金、目1 基金繰入金は、900万円の減額でありまして、国庫交付金等の増額により、財源調整での繰入れを減額するものであります。

項3 他会計繰入金は、220万円を新規に追加するものでありまして、介護サービス事業勘定からの繰入金を計上したものであります。

款9諸収入は、2万1,000円を減額し、補正後の額を42万5,000円とするものであります。
以上で介護保険事業特別会計事業勘定の説明を終わります。

続きまして、サービス事業勘定の説明を申し上げます。最初に、歳出から申し上げます。
23ページをお開き願いたいと思います。款1事業費、項1居宅介護サービス事業費は、177万3,000円を減額し、補正後の額を29万3,000円とするもので、目1居宅介護サービス事業費16万4,000円の減額は、執行残の減額であります。

目2介護予防サービス等事業費は、160万9,000円の減額で、介護予防支援計画策定委託件数の減によるものであります。

款2諸支出金、項1繰出金、目1介護保険事業勘定繰出金は、220万円を新規に追加するもので、この勘定の余剰金を介護保険特別会計事業勘定へ繰り出すものであります。

続いて、歳入にまいります。22ページをお開き願いたいというふうに思います。款1サービス収入、項1予防給付費収入、目1介護予防サービス計画費収入は、40万円の増額で、介護予防支援計画、ケアマネジメント策定費の増によるものであります。

款2繰越金、項1繰越金、目1繰越金は、2万7,000円を増額するもので、前年度繰越金を増額したものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。
これから議案第22号 令和4年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第4号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第28 議案第23号

○議 長 日程第28、議案第23号 令和4年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第23号 令和4年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の件であります。

第1条に総則、第2条には収益的収入及び支出を、第3条では資本的収入及び支出を、第4条では企業債、第5条では議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めており、いずれも3月末までの予算執行残による補正であります。

1 ページをお開き願いたいというふうに思います。収益的収入及び支出の補正予算明細書であります。収入についてであります。款1 簡易水道事業収益は、60万9,000円を減額し、補正後の額を1億4,279万5,000円とするものであります。

項1 営業収益、目1 水道使用料は、3月までの見込みで175万円を減額し、補正後の額を8,748万7,000円とするものであります。

目2 その他の営業収益は、5万円を追加し、補正後の額を23万5,000円とするもので、給水工事手数料は増額、指定業者指定手数料は減額であります。

項2 営業外収益、目2 負担金は、7万8,000円を追加し、補正後の額を276万6,000円とするものでありまして、節1 受益者負担金は共同施設維持管理負担金の実績に伴う増額であります。

目3 長期前受金戻入は、531万5,000円を追加し、補正後の額を4,843万5,000円とするものです。資産整理に伴う増額であります。

目4 消費税還付金は、604万円を減額し、補正後の額を176万2,000円とするもので、今回の補正に伴い算出した結果による減額であります。

目5 雑収益は、50万1,000円を追加し、補正後の額を87万2,000円とするもので、道営事業残存物件売払いで18万2,000円、漏水修繕補償金で29万3,000円、メーター売払いで2万6,000円の追加となっております。

項3 特別利益は、123万7,000円を追加し、補正後の額を123万7,000円とするもので、申告に伴う更正分による追加であります。

次に、支出にまいります。款1 簡易水道事業費用は、1,191万2,000円を追加し、補正後の額を1億6,077万7,000円とするものであります。

項1 営業費用、目1 原水及び浄水費は、48万8,000円を追加し、補正後の額を4,259万6,000円とするもので、節、負担金は中札内共同施設維持管理負担金の実績により増額したものであります。

目3 総係費は、15万1,000円を追加し、補正後の額を2,612万5,000円とするもので、法定福利費引当金繰入額は追加、法定福利費は減額であります。

目4 減価償却費は、1,013万7,000円を追加し、補正後の額を7,165万3,000円とするもので、節、有形固定資産減価償却費は資産整理に伴う増額であります。

項3 特別損失は、113万6,000円を追加し、補正後の額を113万6,000円とするもので、2ページにまいりますけれども、目1 固定資産除却費は、道営事業などにより取り替えた旧施設を除却するため、残っている耐用年数分の資産を費用化し、特別損失により一括精算

するものであります。

続いて、3ページにまいります。資本的収入及び支出の補正予算明細書であります。収入です。款1簡易水道事業資本的収入は、1,035万7,000円を減額し、補正後の額を1億2,514万1,000円とするものであります。

項2負担金、目1負担金は、24万3,000円を追加し、補正後の額を82万8,000円とするもので、節、受益者負担金は給水工事負担金の増額であります。

項3企業債、目1企業債は、1,060万円を減額し、補正後の額を9,340万円とするもので、節、企業債は道営事業などに係る借入額確定による減額であります。

次に、支出にまいります。款1簡易水道事業資本的支出は、1,255万9,000円を減額し、補正後の額を1億2,770万4,000円とするものであります。

項1建設改良費、目1水道施設費、節、工事請負費は、執行残による減額、負担金は道営事業費の減による負担金の減額であります。

4ページに給与費明細書を掲載しておりますので、お目通しをお願い申し上げます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第23号 令和4年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第29 議案第24号

○議 長 日程第29、議案第24号 令和4年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第24号 令和4年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

の件であります。

第1条に総則、第2条では収益的収入及び支出を、第3条では資本的収入及び支出を、第4条では企業債、第5条では議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めており、いずれも3月末までの予算執行残による補正であります。

1 ページをお開きください。収益的収入及び支出の補正予算明細書であります。収入についてであります。款1 下水道等事業収益は、137万4,000円を減額し、補正後の額を1億5,610万9,000円とするものであります。

項1 営業収益、目3 その他の営業収益は、8万1,000円を追加し、補正後の額を12万7,000円とするものでありまして、個排事業の浄化槽法定点検事務代行料を追加しているものであります。

項2 営業外収益、目2 一般会計補助金は、578万5,000円を減額し、補正後の額を562万4,000円とするもので、予算確定に伴う減額であります。

目4 長期前受金戻入は、75万9,000円を減額し、補正後の額を4,809万2,000円とするもので、資産整理に伴う減額であります。

目5 消費税及び地方消費税還付金は、177万9,000円を減額し、補正後の額を537万3,000円とするもので、今回の補正に伴い算出した結果による減額であります。

目6 雑収益は、3,000円を追加し、補正後の額を7,000円とするもので、還付加算金の追加であります。

項3 特別利益は、686万5,000円を追加し、補正後の額を686万5,000円とするもので、申告に伴う更正分、資産除却に伴う長期前受金戻入分による追加であります。

次に、支出にまいります。款1 下水道等事業費用は、232万4,000円を減額し、補正後の額を1億9,702万3,000円とするものであります。

項1 営業費用、目2 処理場費は、550万8,000円を減額し、補正後の額を7,494万7,000円とするもので、節、通信運搬費、委託料、手数料はそれぞれ執行残による減額であります。

続いて、2 ページにまいります。目3 総係費は、32万7,000円を減額し、補正後の額を1,189万4,000円とするもので、法定福利費引当金繰入額は追加、法定福利費、旅費はそれぞれ執行残による減額であります。

目4 減価償却費は、112万3,000円を減額し、補正後の額を9,678万2,000円とするもので、節、有形固定資産減価償却費は資産整理に伴う減額であります。

項2 営業外費用は、1万円を追加し、補正後の額を649万2,000円とするもので、目2 雑支出は更別浄化センター事業、残存物件に伴う国庫補助金返納分であります。

項3 特別損失は、462万4,000円を追加し、補正後の額を462万4,000円とするもので、目1 固定資産除却費は更別浄化センター事業により取り替えた旧施設を除却するため、残っている耐用年数分の資産を費用化し、特別損失により一括精算するものであります。

続きまして、3 ページにまいります。資本的収入及び支出の補正予算明細書であります。収入についてです。款1 下水道等事業資本的収入は、2,145万5,000円を減額し、補正後の

額を1億8,772万5,000円とするものであります。

項1企業債、目1企業債は、1,900万円を減額し、補正後の額を5,980万円とするもので、節、下水道事業債は借入額の確定による減額であります。

項3負担金、目1負担金は、49万円を追加し、補正後の額を183万7,000円とするもので、実績による増額であります。

項4補助金、目1国庫補助金は、294万5,000円を減額し、補正後の額を6,095万5,000円とするもので、額の確定による減額であります。

次に、支出にまいります。款1下水道等事業資本的支出は、2,648万6,000円を減額し、補正後の額を1億8,207万6,000円とするものであります。

項1建設改良費、目1建設改良費等、節、委託料、工事請負費、負担金はそれぞれ執行残による減額であります。

なお、4ページに給与費明細書を掲載しておりますので、お目通しをお願いするものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第24号 令和4年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

(午後 4時05分散会)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 5年 3月 9日

更別村議会議長

同 議員

同 議員